

立岩区画排水機場改良関連工事

図面目録		
通し番号	図面番号	
1	A-00	表紙・図面目録
2	特-01	特記仕様書(1)
3	特-02	特記仕様書(2)
4	特-03	特記仕様書(3)
5	特-04	特記仕様書(4)
6	A-01	仕上表、面積表
7	A-02	案内図、配置図兼平面図
8	A-03	立面図
9	A-04	平面詳細図、断面図
10	A-05	断面詳細図(1)、展開図(1)
11	A-06	断面詳細図(2)、展開図(2)
12	A-07	各伏図・建具表
13	A-08	看板案内図(案)
14	S-01	各伏図、軸組図、各リスト
15	S-02	壁配筋図、雑配筋図
16	E-01	電気設備図
17	W-01	配置図、凡例
18	W-02	便所詳細図
19	W-03	浄化槽詳細図(1)
20	W-04	浄化槽詳細図(2)
21	W-05	浄化槽詳細図(3)
22	W-06	浄化槽詳細図(4)
23	W-07	浄化槽詳細図(5)
24	W-08	浄化槽詳細図(6)

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

立岩区画排水機場改良関連工事

図面名称

表紙・図面目録

縮尺

—

(株)泉設計室
〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端西6-1

TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号

A-00

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
一 章	I. 工事概要			⑦ 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。			◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
一 般 共 通 事 項	1. 工事名称	立岩区画排水機場改良関連工事		⑧ 施工体制台帳及び施工体系図	◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。 (1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存とともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日内に監督員に提出し、確認を受けなければならぬ。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6)再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。		◎仮囲いを設置する場合は、設置後に点検を行い、その記録を保管すること。	
	2. 工事場所	鳴門市撫養町立岩					◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。	
	3. 建物概要	建物名称 さわやかトイレスチくん 構造・規模 鉄筋コンクリート造（一部木造） 地上1階 延床面積 29.12 (m ²) 建築面積 31.08 (m ²)					◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある木工やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。	
	4. 工事種目	種目 工事概要 建築一式工事 撤去・解体工事 電気一式工事 撤去・解体工事 管一式工事 撃去・解体工事					◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。	
	5. その他						◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。	
	II. 工事共通仕様書						◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。	
	項目	特記事項					◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。	
① 適用基準	画面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「標準」という。） ② 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年版 ③ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版 ④ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和7年版（以下「改標準」という。） ⑤ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和7年版 ⑥ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和7年版 ⑦ 木造建築工事標準仕様書 令和7年版 ⑧ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ⑨ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ⑩ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和7年版 ⑪ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和7年版 ⑫ 敷地調査共通仕様書 令和4年版 また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和7年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和7年版） ③ 電気設備工事監理指針（令和7年版） ④ 機械設備工事監理指針（令和7年版）		⑨ 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		⑪ 交通安全管理	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導車の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。	
② 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書		⑩ 施工中の安全確保	◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。		⑫ 発生材の処理等	◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある	
③ 工事実績データの登録	① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の時間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。		② 受注者は、契約書に基づく工程表を提出すること。	◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。		⑬ アスベスト (1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（（あり）・なし）。 (2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 (3)表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。		
④ 工程表			③ 受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。	◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。				
⑤ 工事の着手			④ 施工に先立ち、実施工表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。	◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。				
⑥ 施工計画書等			⑤ 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ⑥ 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。	◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。				

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

立岩区画排水機場改良関連工事

図面名称

特記仕様書(1)

縮尺

—

(株)泉設計室
〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端西6-1

TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号

特-01

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項			
一 章 一 般 共 通 事 項	◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等）であって、その規格が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。 ◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二回製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5)受注者は、工事を完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その設置名、設置の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 ◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 ◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関する発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならぬ。 ◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 ◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。 ◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 ◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその説明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。 ◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎標示等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。	⑭ 化学物質を発散する建築材料等	◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。 ◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2)保溫材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤は、フタル酸ジーノーブチル及びフタル酸ジーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4)塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標示記載の「疑義に対する協議等」による。 ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又はまちづくり課へ問い合わせ、工事に遗漏のないようにすること。 ◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 ◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8建設省経営発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。 ◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。	⑯ 建設機械等	⑰ 工事看板等	⑲ 設計変更箇所確認	⑲ 工事検査及び技術検査	◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。	◎提出書類 ・竣工図（製本A2版1部、A3版1部、電子データ1部）は監督員が指示する場合に作成すること。 ・工事写真（写真帳2部、電子データ1部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要部数） ◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオーディオ形式をCD-R等に保存する。
⑩ 材料・製品等			⑪ 施工		⑫ 完成図等	◎工事写真是完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。	◎工事写真的撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。	区 分 着 手 前 施 工 中 完 成 写 真 サ イ ズ カ ラ ー, 手 札 版 又 は サ ー ビ ス サ イ ズ カ ラ ー, 手 札 版 又 は サ ー ビ ス サ イ ズ カ ラ ー, 手 札 版 又 は サ ー ビ ス サ イ ズ			
			⑬ 建設機械等		⑭ デジタル工事写真的小黒板情報電子化	◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。	◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映されること。	◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映されること。			
			⑮ 施工		⑮ 火災保険等	◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用（手数料含む）については、請負者の負担とする。	◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。	◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものと含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条） (1) 対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 (2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） (3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、横模替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。			
			⑯ 建設機械等		◎請負業者倍賞責任保険に付保すること。						

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

立岩区画排水機場改良関連工事

図面名称

特記仕様書(2)

縮尺

—

(株)泉設計室
〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端西6-1

TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号

特-02

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
一 章 一 般 共 通 事 項	②③ 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	(1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。 (3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。	3章 解体仮設工事	① 敷地の状況確認 ◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告する。	4章 解体施工	① 一般事項 ◎空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。		
		2. ベンチマーク ◎設計Lの設定は、BM（　　）を±0とし、NGLはBM+（　　）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。	◎設計機材及び多年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（一社）仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の基準に沿うるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ强度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。	① 一般事項 ◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適切な方法により発生防止に努めること。				
		③ 足場等 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。	◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1)内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面 (2)内装材を分別して集積したところ（特にせっこうボードは他のボードと区別すること） (3)積み込み状況（車のナンバープレートを写しこむこと） (4)捨て場状況（車のナンバープレートを写しこむこと）	① 一般事項 ◎解体前にシーリング材、照明器具及びトランク内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、あれば監督員の指示に従うこと。				
2章 解体一般共通事項	① 施工条件 ◎施工条件は次による。 ・施設廃止のお知らせ案内を契約締結後、1週間程度のうちに掲示すること。 また、案内看板は速やかに製作し、設置すること。 ・現場着工は令和4年1月1日以降とし、施設管理者との協議により決定する。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の周辺に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は事前に施設管理者の許可を得ること。 ・日曜日、その他の休日は作業禁止とする。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。	◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に問わらず、足場を設置する場合は、使用開始前にチェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。	② 工事の範囲 ◎騒音振動調査	◎構造物の地中部の取り壇はベース下端捨てコンクリート及び栗石底面まで行い撤去すること。 ◎本工事の施工に当たっては、騒音・振動を発生させる作業施工中、騒音・振動測定を実施し、騒音振動規制法等関係法令に基づく基準内及び周辺住民への影響を考慮した施工を行うこと。				
	2. 重要備品等 ◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無） 備品等名称： 保管場所： 注意事項：	◎外部足場（種類：くさび型緊結足場（手すり先行型）、シート仕様 防音） ◎内部足場（種類：脚立足場、仕様：一枚布、D= cm） ◎仮囲い（仕様：成形鋼板、H=2.0m）（図示） ◎ゲート（有・無）仕様：（　　）	◎騒音・振動の測定中に基準値を超えたことが確認された場合には現場監督員に速やかに連絡すること。 ◎騒音・振動の測定に当たっては、計量証明事業登録者が行い、測定完了後計量証明事業登録者の作成した報告書を3部提出すること。	◎測定は、作業場所の敷地境界で行い、測定法は騒音JIS Z 8731（騒音レベル測定方法）、JIS Z 8735（振動レベル測定方法）による。（国土交通省大臣官房工務局監修建築工事施工監理指針参考資料参照）				
	③ 施工調査 ◎調査期間 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。 切り回し時期については、協議の上決定とする。	◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用されること。また、安全管理も実施すること。 ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。	◎杭 ◎構内舗装等	◎騒音・振動の測定に先立ち、測定に関する実施計画書を提出し、監督員の承認を得た後、実施すること。				
	④ 交通誘導警備員 ◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とすること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行なう場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている・義務付けられない）。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。 また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1ヶ月毎に監督員へ提出しなければならない。	◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり網、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎石綿含有上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し作業を行うこと。	◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。					
	⑤ 産業廃棄物の処理 ◎産業廃棄物ごとに処分すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。	◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：（　　）） ◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法：（　　）） ◎仮間仕切りは、（A種・B種・C種）とする。（養生方法：（　　））	◎杭の解体 工法（　　） ◎構内舗装等	◎杭の解体 工法（　　） ◎樹木等の伐採抜根及び移設 方法（電動ノコギリ、バックホウ等）				
	⑥ 建設発生土の処理 ◎建設発生土の処理については、場内敷き均し（施設管理者と要協議）とする。 ・場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。	◎既存電力利用（出来る・出来ない）、電力料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。	◎地下埋設物・埋設配管等	◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。				
	7. 有価材の処理 ◎技能士の適用 ① 有価材（　　） ② 古物商で適切に処理すること。	◎既存用水利用（出来る・出来ない）、用水料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。	◎整地・埋戻し・盛土	◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。				
	◎技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るために作業指導を行うこと。なお、指定のない作業についてもその活用を図らねばならない。	◎工事に当たっては、図示のとおり仮設道路を設ける。 なお、同道路の必要がなくなった時点で、早期に（図示のとおり状態に・現状に復旧）すること。	◎浄化槽	◎埋戻しは、（購入土・クラッシャン・再生クラッシャン・（敷地内の現場発生土））とする。 ◎汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置を行う。				
	◎印 …… 適用作業 工事種目 技能検定職種 技能検定作業 仮設 とび ①とび作業	◎同用地は、（図示の場所に・用意していないので業者にて）設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。	5章 アスベススト含有建材の除去等	◎表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に從事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。				
			1. 一般事項 ◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。 ◎既存のアスベススト含有建材の分析結果は（・質と量）・ない）	◎事前の施工調査等を改標1.5及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果と石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 ・監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備えておくこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・分析によりアスベススト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。				
				◎表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に從事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。				
				◎アスベススト粉塵濃度測定を（行う・行わない）。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の纖維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（　　）部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び監所は図示による。測定時期（　　）	◎施工計画 (1)工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2)アスベススト除去工事に係る官公署への手続きを運営なく行うこと。			
				◎アスベススト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。				

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

立岩区画排水機場改良関連工事

図面名称

特記仕様書(3)

縮尺

—

(株)泉設計室
〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端西6-1

TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号

特-03

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																			
	2. アスベスト含有吹付け材の除去	<p>◎工法 (1) アスベスト除去工法は、「建築物等の保全技術・技術審査証明事業」による保全審査証明取得工法又は(一財)日本建築センターによる審査証明取得工法とする。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th><th>室名</th><th>箇所</th><th>建材種別</th><th>面積</th><th>調査方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>◎作業場の隔離等 (1) 前室、洗浄室及び更衣室は(図示の位置に設ける・仮設建築物を設ける)。 (2) 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。 (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																			
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																						
	3. アスベスト含有保温材等の除去	<p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th><th>室名</th><th>箇所</th><th>建材種別</th><th>面積</th><th>調査方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>◎作業場の隔離等 (1) 前室、洗浄室及び更衣室は(図示の位置に設ける・仮設建築物を設ける)。 (2) 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。 (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																			
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																						
	④ アスベスト含有成形板の除去	<p>◎養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場(種類: , 仕様: 枚布, D= cm, シート種類:) 仮囲い高さ: H= m (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場(種類: , 仕様: 枚布, D= cm) 養生種別()</p> <p>◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手はらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行なう。 ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。 建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th><th>室名</th><th>箇所</th><th>建材種別</th><th>面積</th><th>調査方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>便所</td><td></td><td>ケイカル板(天井材)</td><td>29.2m²</td><td>みなし</td></tr> <tr><td>1</td><td>便所</td><td></td><td>テラゾータイル(トイレブース)</td><td>6.7m²</td><td>みなし</td></tr> <tr><td>1</td><td>屋根</td><td></td><td>シングル葺(屋根材)</td><td>21.5m²</td><td>みなし</td></tr> <tr><td>1</td><td>屋根</td><td></td><td>アスファルトルーフィング(屋根材)</td><td>21.5m²</td><td>みなし</td></tr> <tr><td>1</td><td>屋根</td><td></td><td>屋上シート防水</td><td>21.7m²</td><td>みなし</td></tr> </tbody> </table> <p>◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法	1	便所		ケイカル板(天井材)	29.2m ²	みなし	1	便所		テラゾータイル(トイレブース)	6.7m ²	みなし	1	屋根		シングル葺(屋根材)	21.5m ²	みなし	1	屋根		アスファルトルーフィング(屋根材)	21.5m ²	みなし	1	屋根		屋上シート防水	21.7m ²	みなし					
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																						
1	便所		ケイカル板(天井材)	29.2m ²	みなし																																						
1	便所		テラゾータイル(トイレブース)	6.7m ²	みなし																																						
1	屋根		シングル葺(屋根材)	21.5m ²	みなし																																						
1	屋根		アスファルトルーフィング(屋根材)	21.5m ²	みなし																																						
1	屋根		屋上シート防水	21.7m ²	みなし																																						
	⑤ アスベスト含有仕上塗材の除去	<p>◎工法 「建築物の改修・解体における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿纖維飛散防止処理技術指針」による。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th><th>室名</th><th>箇所</th><th>建材種別</th><th>面積</th><th>調査方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>階数</td><td>内・外壁</td><td></td><td>下地調整材</td><td>191m²</td><td>分析</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>◎電気グラインダー等の電動工具を使用して除去を行う場合は、湿潤化に加えて隔離養生(負圧不要)の措置を行う。</p> <p>◎除去したアスベスト含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包すること。</p> <p>◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。 (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>	階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法	階数	内・外壁		下地調整材	191m ²	分析																													
階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法																																						
階数	内・外壁		下地調整材	191m ²	分析																																						

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

立岩区画排水機場改良関連工事

図面名称

特記仕様書(4)

縮尺

—

(株)泉設計室
〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端西6-1

TEL・FAX 088-685-9345

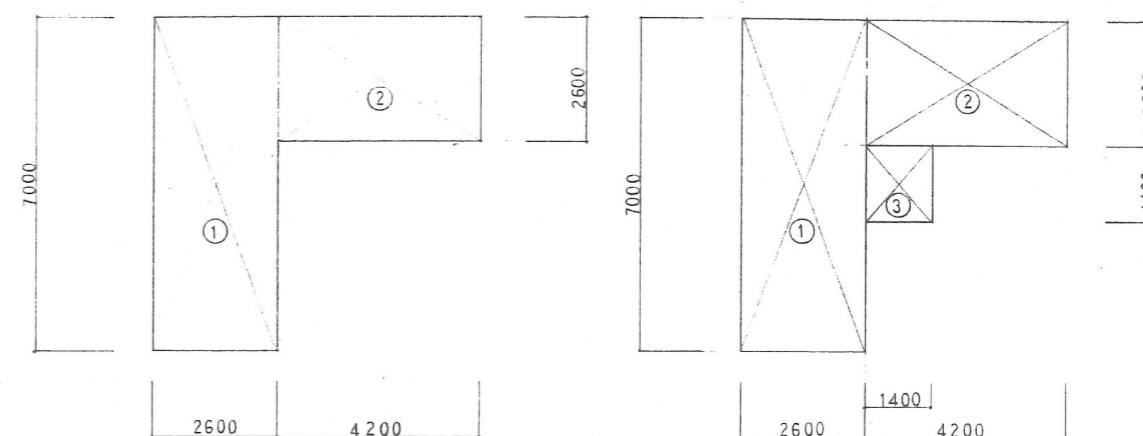
1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号

特-04

表上住

構造概要	
構造	鉄筋コンクリート造 壁構造
基礎	鉄筋コンクリート造
屋根	木造 小屋組構造

外部仕上表				
屋根	勾配屋根 (下地 アスファルトルーフィング 22kg + コンパネ $7\cdot12^\circ$)	アラザ"	床 100角 磁器タイル 複様貼 下地 モルタル (INAX シニティフロア 同等品)	
陸屋根	シート防水 $7\cdot12^\circ$ (シリバー コート仕上)	ルーフドレイン	樹脂製 コーナートレイン 75° 用	
(下地 コンクリート金コテ)				
		薪棒	エスロン アーバントップ GV150 同等品	自在トレイン
外壁	コンクリート打放し の上 吹付タイル			
一部 コンクリート打放し (化粧目地)		竹竿	VP 75° VPスリ	
スローボ	(床) モルタル 金コテ			



床面積 求積図 S=1:150

建築面積求積図 S=1:150

床面積

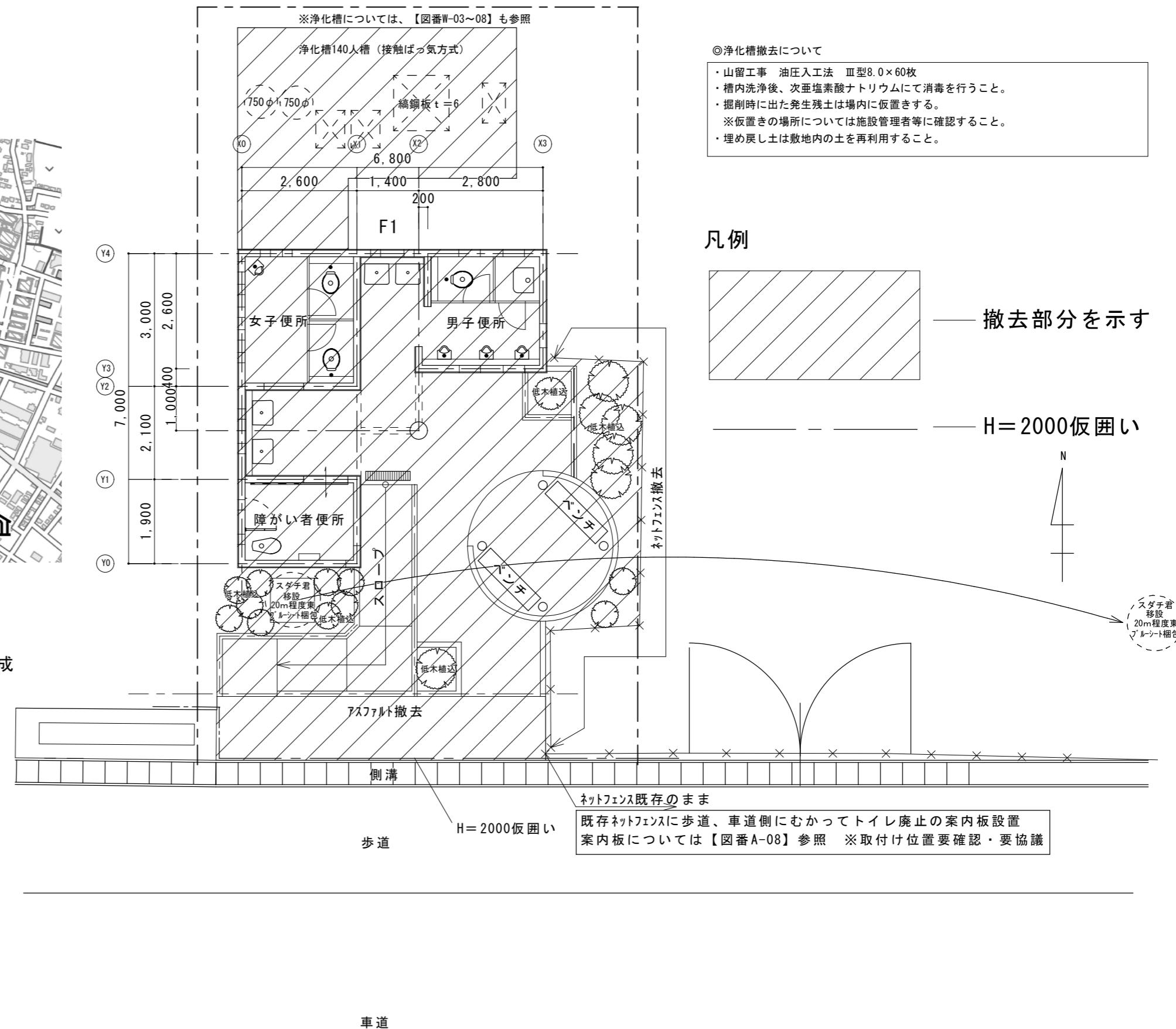
植物学报

記号	計算式	小計	記号	計算式	小計
①	2.6×7.0	18.2	①	2.6×7.0	18.2
②	4.2×2.6	10.92	②	4.2×2.6	10.92
			③	1.4×1.4	1.96
TOTAL		29.12 M2	TOTAL		31.08 M2



案内図

「地理院地図データ」（国土地院）をもとに（株）泉設計室が作成



IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

立岩区画排水機場改良関連工事

図面名称

案内図、配置図兼平面図

縮尺

1/100

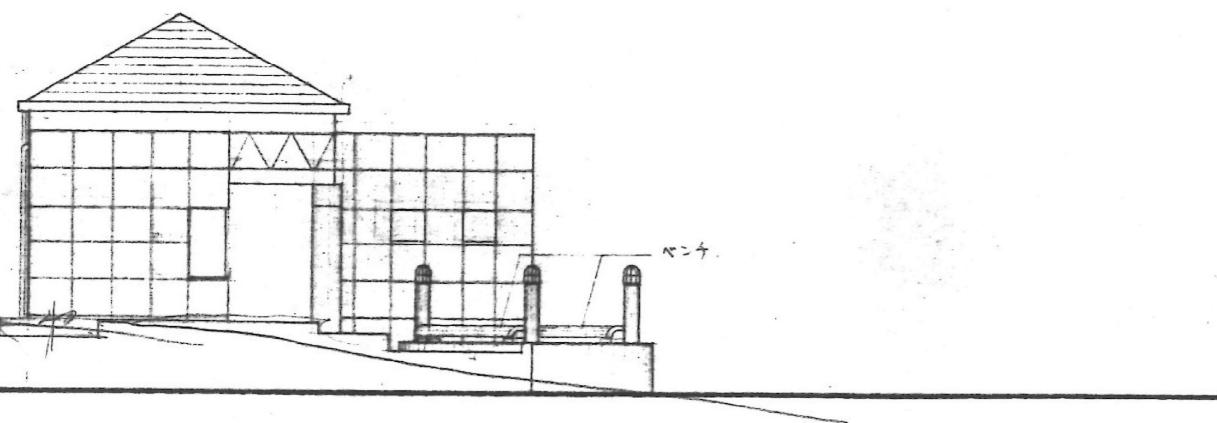
(株)泉設計室

〒772-0002 德島県鳴門市撫養町斎田字浜端西6-1

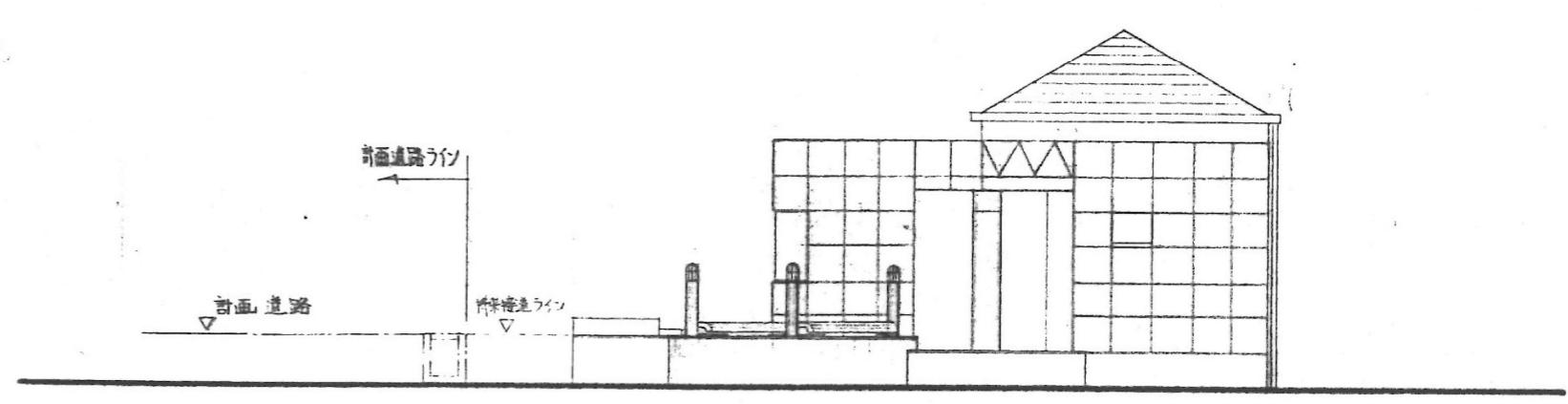
TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 德島県知事登録第51049号

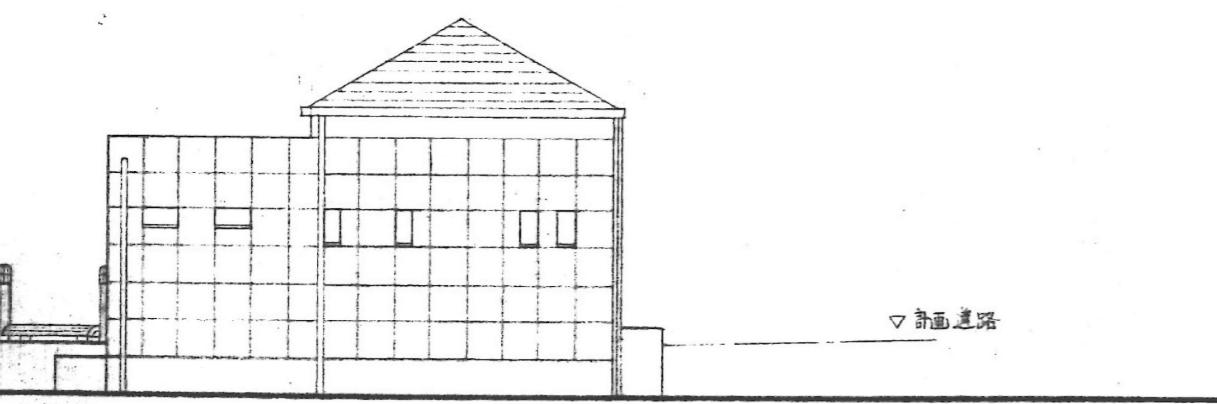
A-02



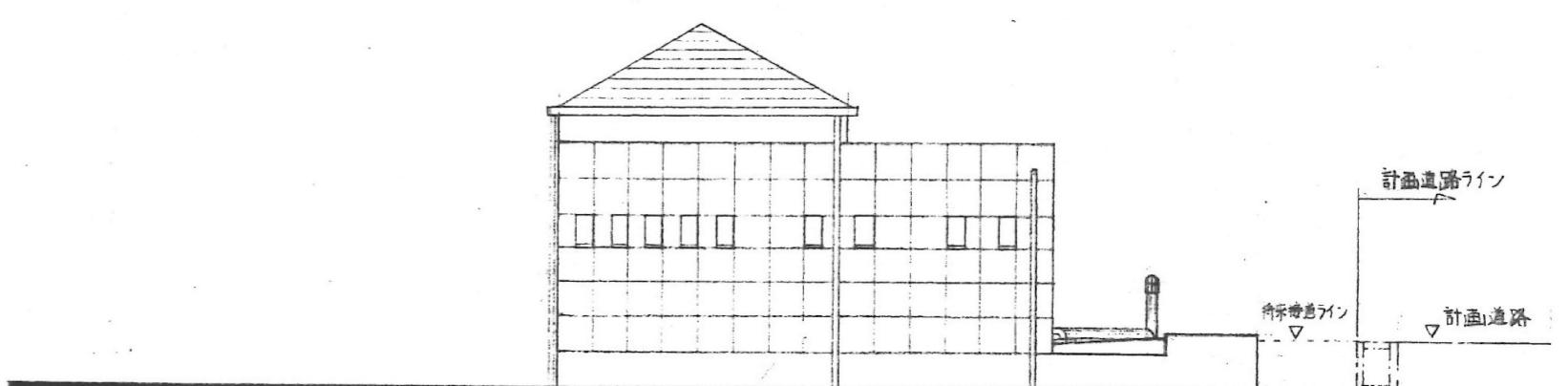
南立面図 S=1:100



東立面図 S=1:100

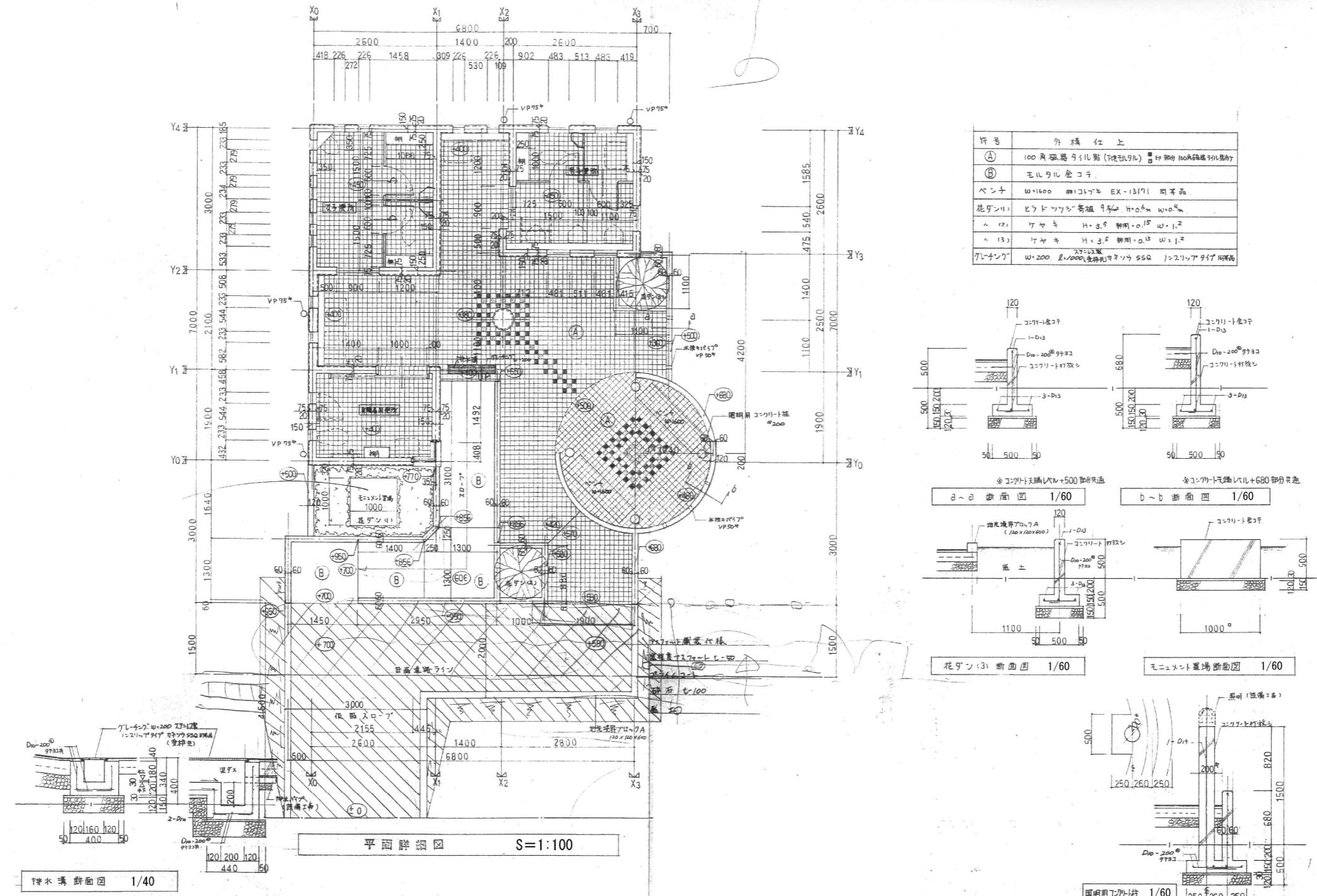


北立面図 S=1:100



西立面図 S=1:100

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	立岩区画排水機場改良関連工事	図面名称	立面図	縮尺	1/100
	(株)泉設計室 〒772-0002 德島県鳴門市撫養町斎田字浜端西6-1		TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 德島県知事登録第51049号			A-03



IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

立岩区画排水機場改良関連工事

図面名称

平面詳細図、断面図

縮尺

1/40、1/60、1/100

(株)泉設計室

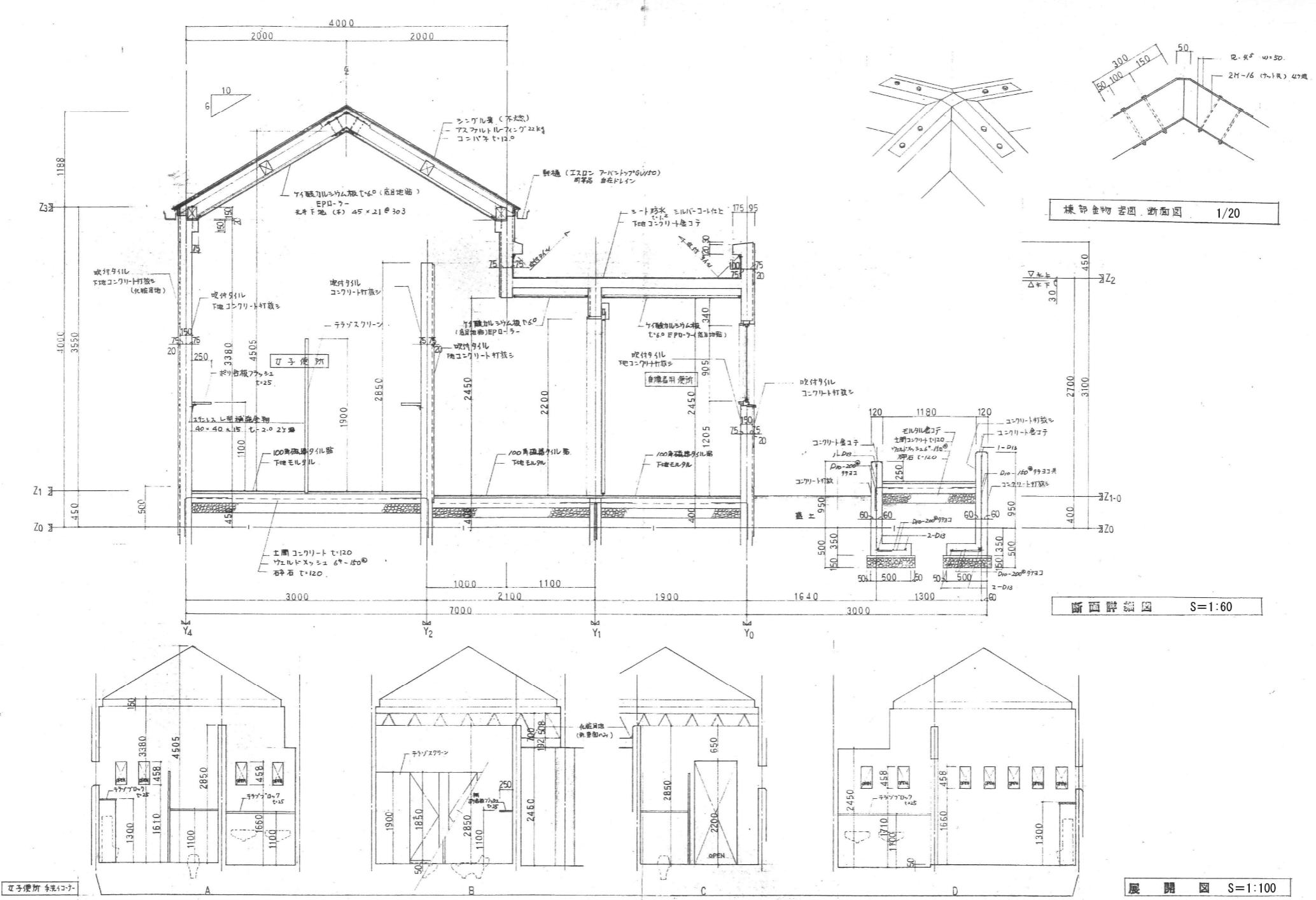
〒772-0002 德島県鳴門市撫養町斎田字浜端西6-1

TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治

事務所登録番号 德島県知事登録第51049号

A-04



IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

立岩区画排水機場改良関連工事

図面名称

断面詳細図 (1)、展開図 (1)

縮尺

1/20、1/60、1/100

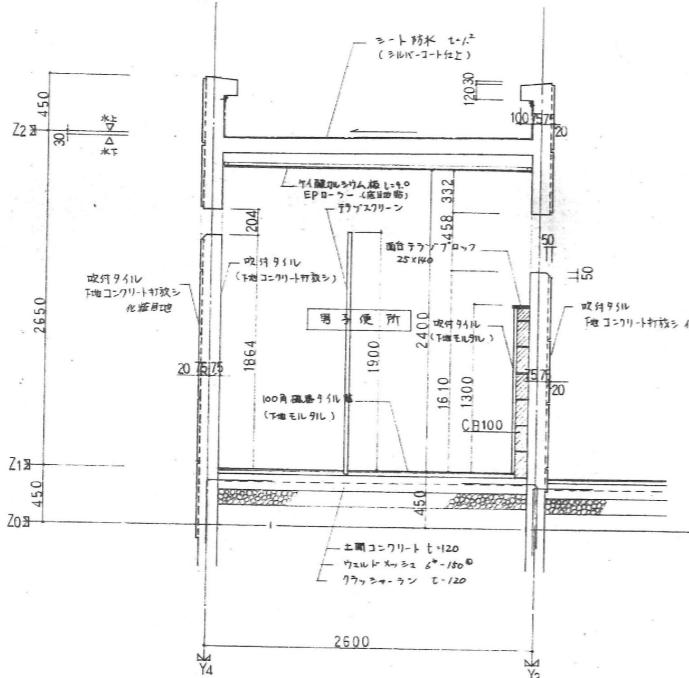
(株)泉設計室

〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端西6-1

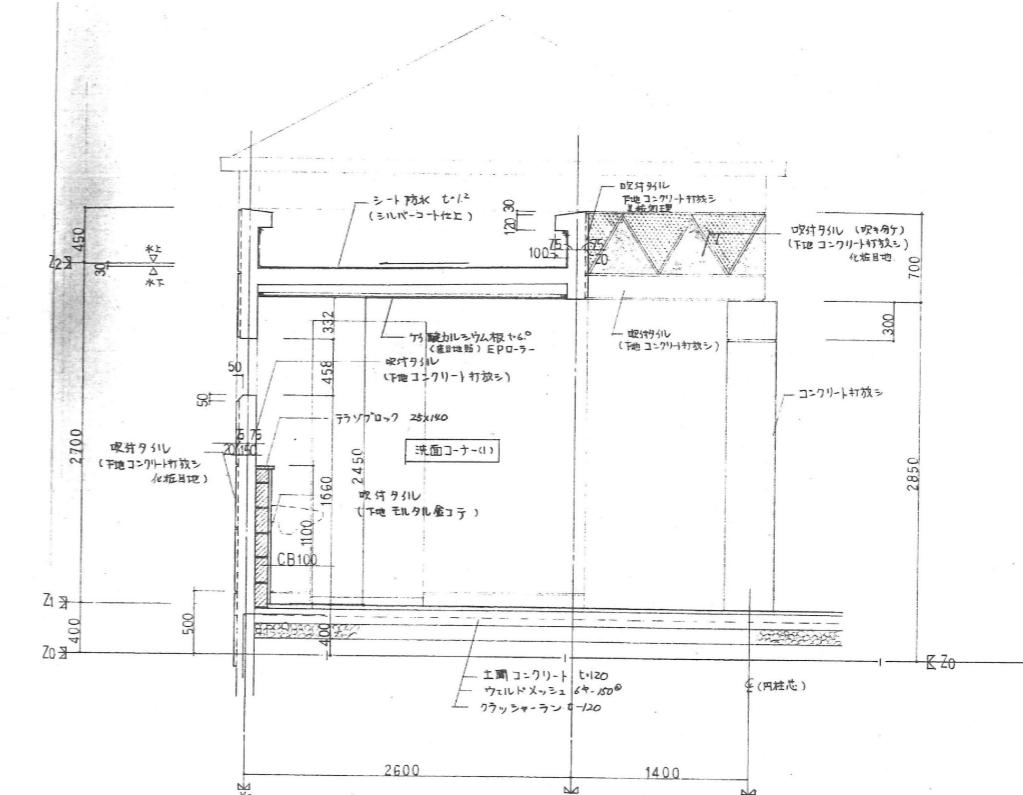
TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号

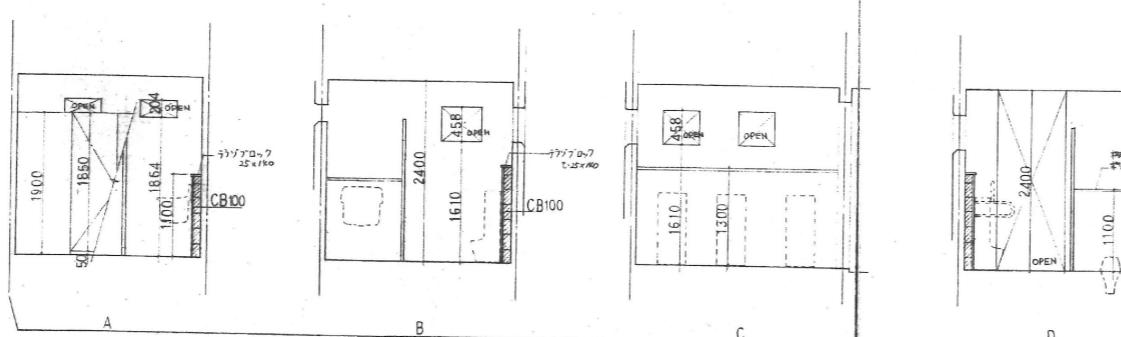
A-05



断面詳細図 S=1:60

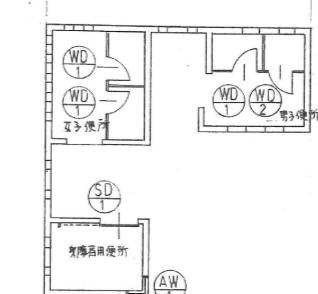
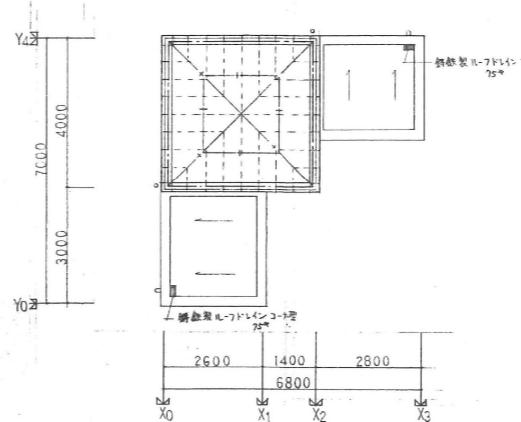
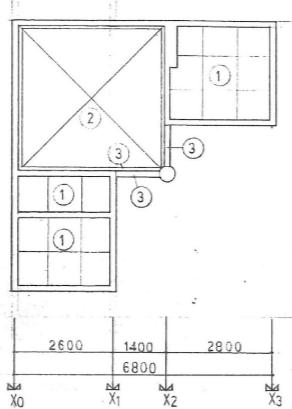
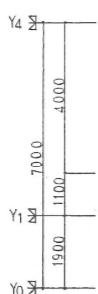


斷面詳細圖 S=1:60



展開図 S=1:100

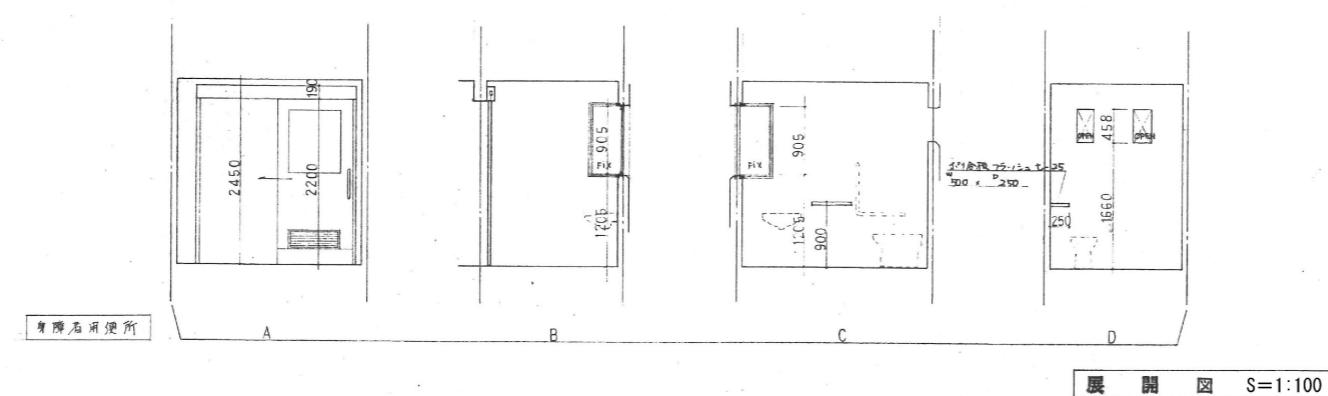
	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	立岩区画排水機場改良関連工事	図面名称	断面詳細図(2)、展開図(2)	縮尺	1/60、1/100
	(株)泉設計室 〒772-0002 德島県鳴門市撫養町斎田字浜端西6-1	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 德島県知事登録第51049号		A-06		



天井仕上	
①	ケイ酸カルシウム板 露出端點 EP ローラー(吸盤吊)
②	ケイ酸カルシウム板 露出端點 EP ローラー(床下吹)
③	波打タイル 下地コンクリート打放シ

凡測	部材	小屋組合様
---	桁 板	120 x 150
---	檜 板	120 x 150
-----	垂 板	45 x 60, ⑧ 450

符号数量	(WD) 23.男子便所 3 間	(WD) 男子便所 1 間
種式	1 片開き戸,	2 片開き戸
形状		
	1850	1350
	600	600
材質	ポリ合板 フラッシュ	同 左
仕上	艶 SOP 漆	同 左
硝子		
金物	ラバトリーハンギ ラバトリースライド ラッタ 窓子掛付戸省り	ラバトリーハンギ 取手, 斜滑輪 窓子省り ラバトリースライド 滑輪具入
符号数量	AW 身障者用便所 1 間	SD 身障者用便所 1 間
種式	1 F1 X 黒,	1 片引き戸
形状		
	905	2200
	445	1000
材質	アルミ	スムード (三面シヤウ面無)
仕上	電解着色仕上	(コート面無)三面糊 (裏)糊内装
硝子	側入型ガラス t=8	側入型ガラス t=8
金物	側面金物一式	側面金物一式
	ドアノブ	

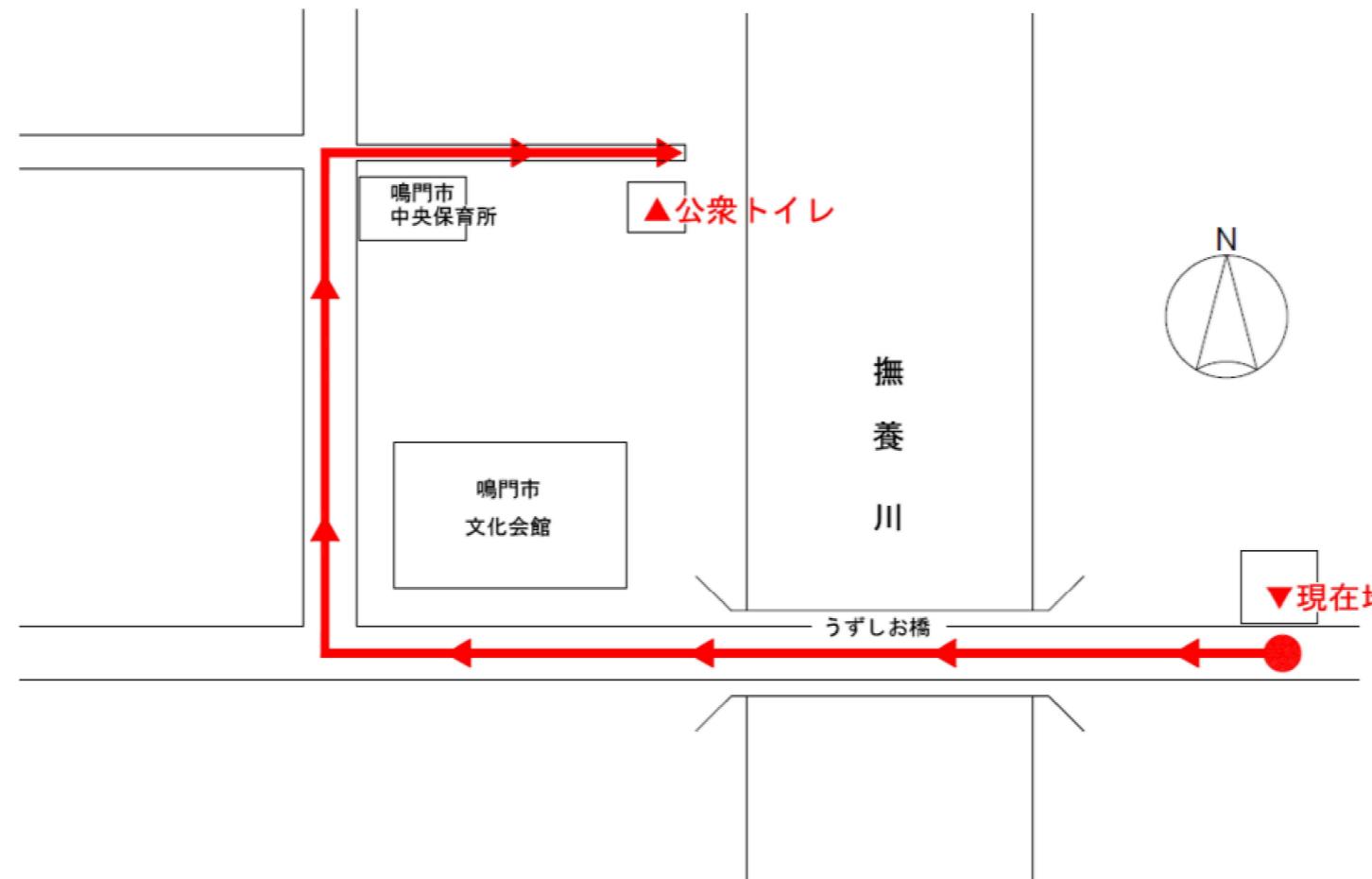


「さわやかトイレスタチくん」廃止のお知らせ

立岩区画排水機場改良事業に伴い、令和8年3月31日をもって「さわやかトイレスタチくん」は廃止となります。
長い間ご利用いただき、ありがとうございました。

今後、トイレをご利用の際は、下記の公衆トイレをご利用ください。

ご利用の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力の程、よろしくお願い致します。

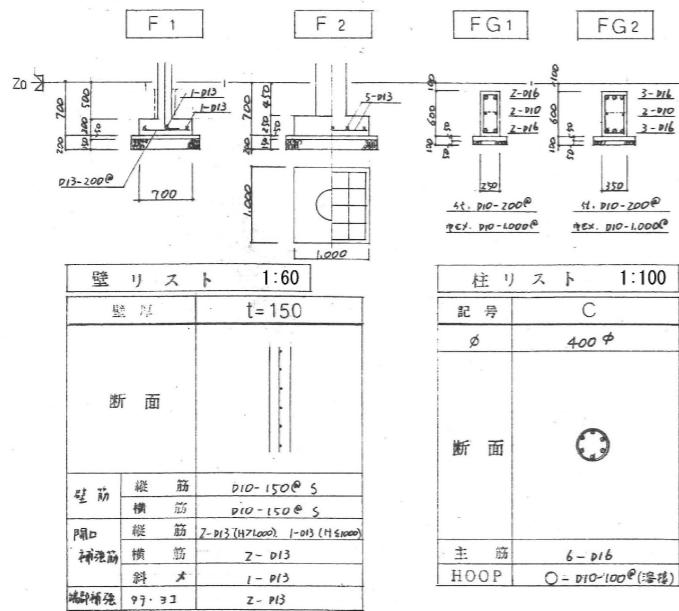
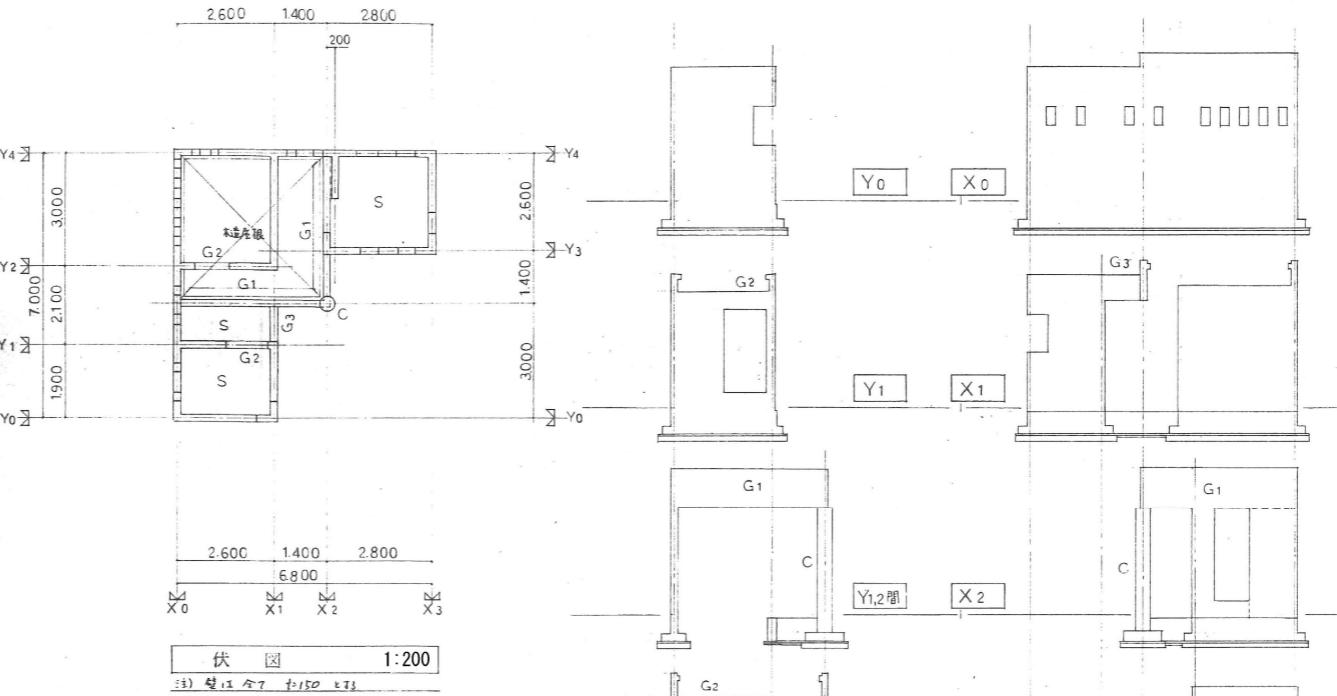
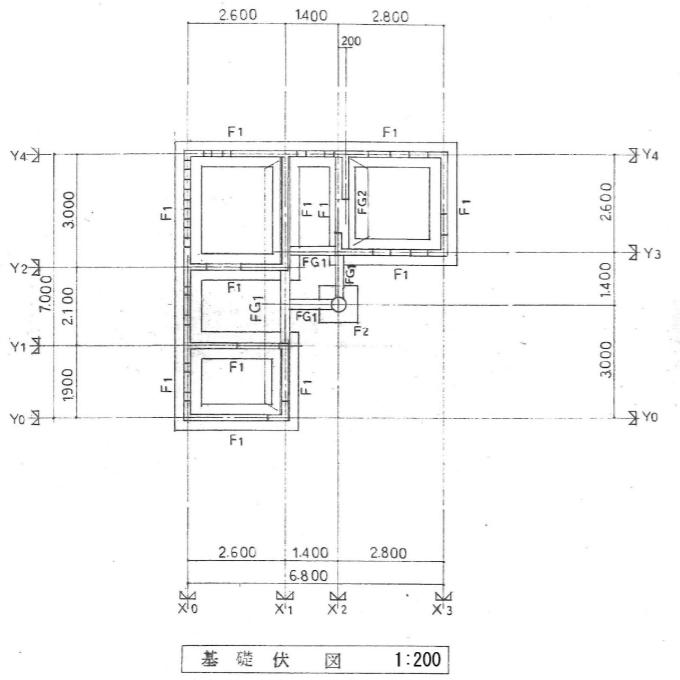


鳴門市 環境共生部 環境政策課
088-684-0784

材質：アクリル板(ア)2mm 白

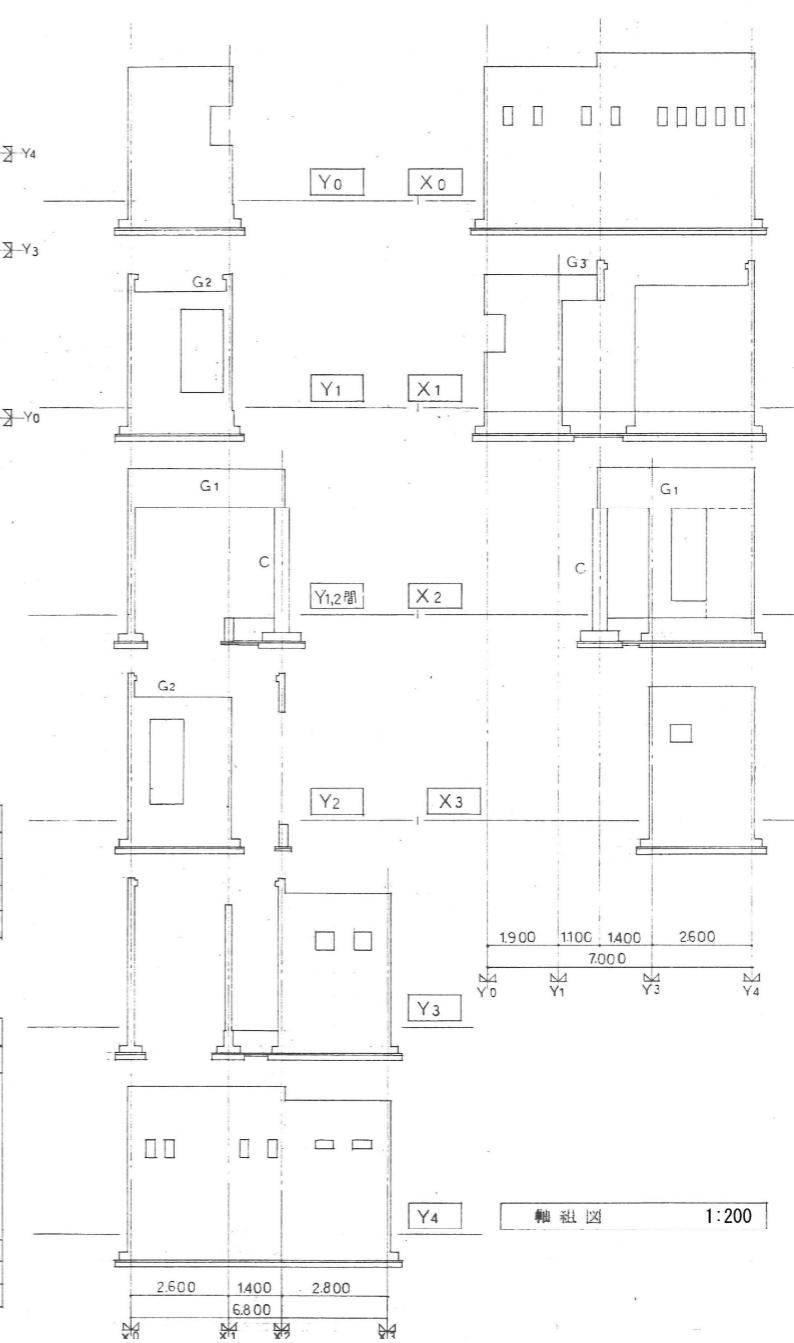
案内板サイズ：900×600程度

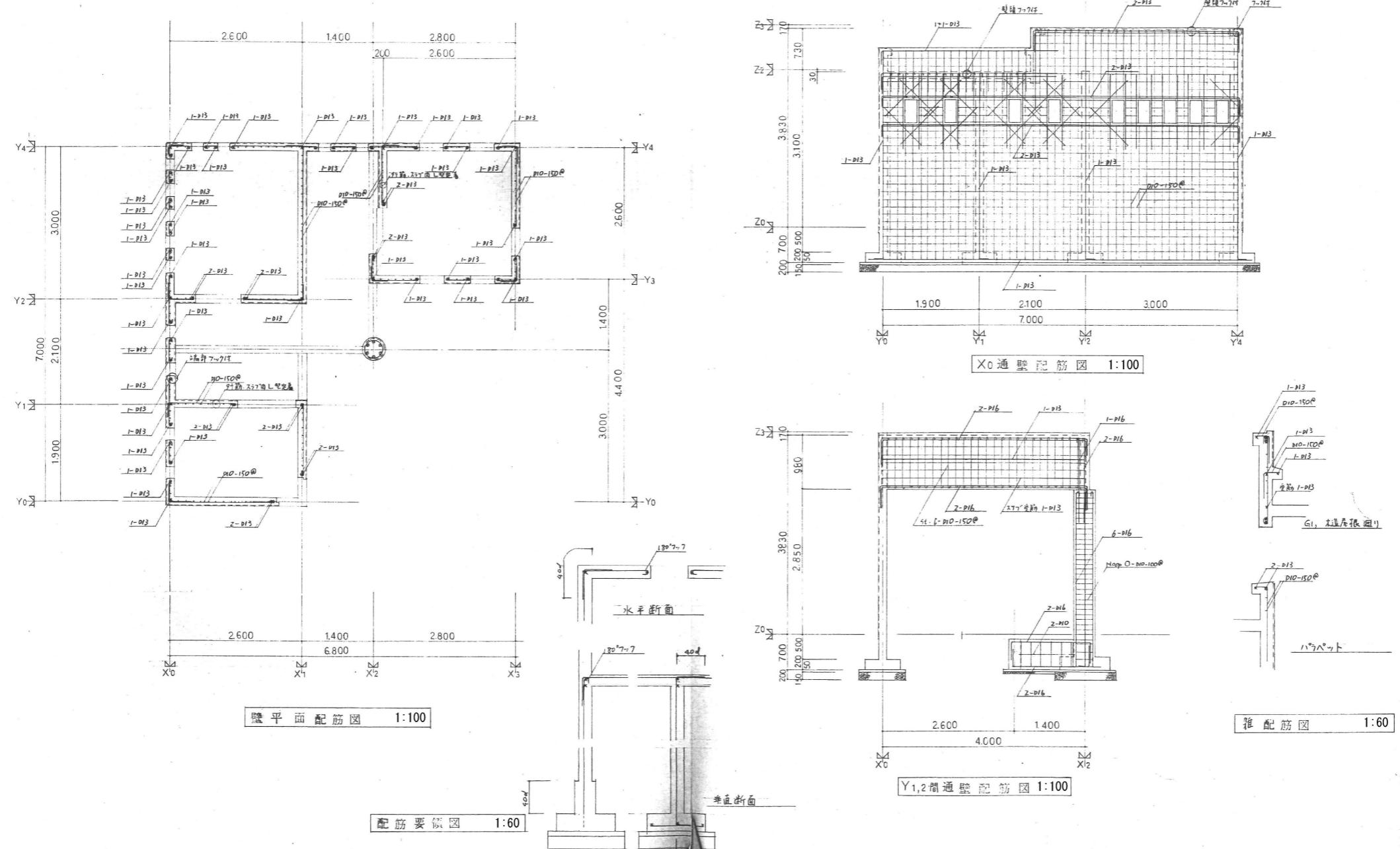
※案内板の記載内容、日付等については要協議



床版リスト				
記号	厚さ	位置	短辺	長辺
S	$t=130$	上端筋	$D10+D13-200@$	$D10-250@$
		下端筋	$D10-200@$	$D10-250@$

梁リスト 1:100			
記号	G1	G2	G3
BxD	150×920	$150 \times D$	150×700
断面		D	
上端筋	$Z-D16$	$Z-D13$	$Z-D13$
下端筋	$Z-D16$	$Z-D13$	$Z-D13$
スラップ	$C-D10-150@$	$C-D10-150@$	$C-D10-150@$





IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

立岩区画排水機場改良関連工事

図面名称

壁配筋図、雑配筋図

縮尺

1/60、1/100

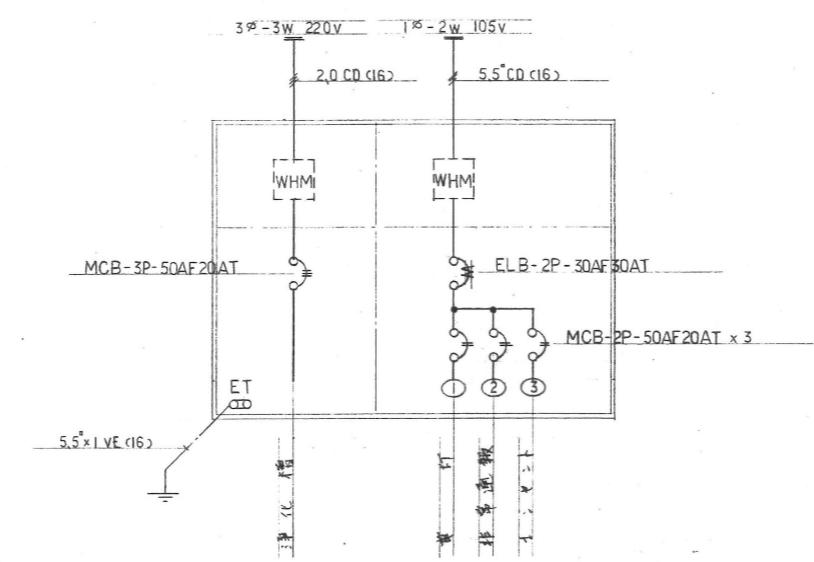
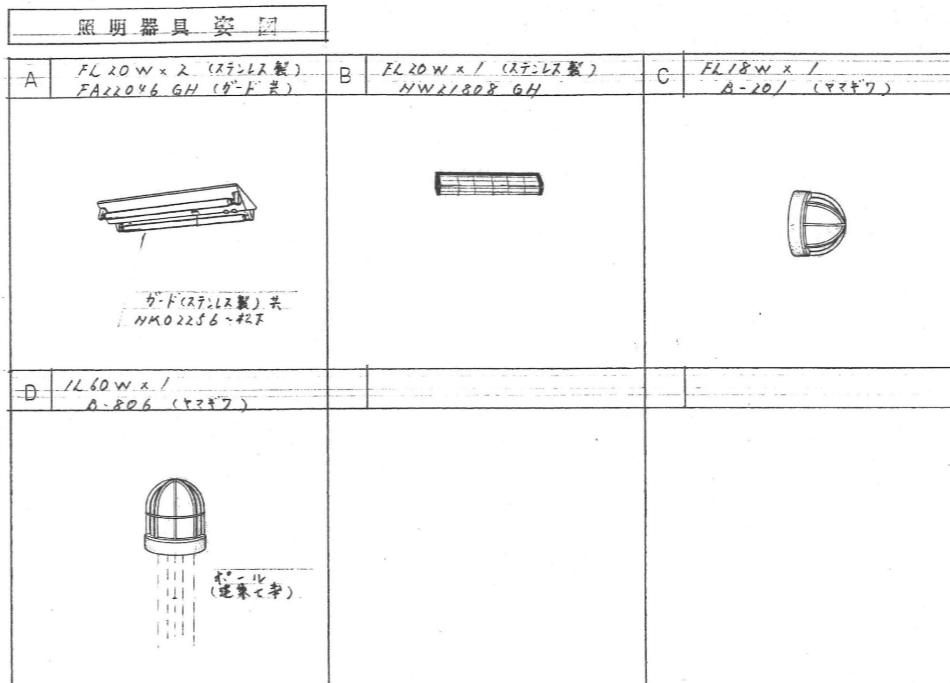
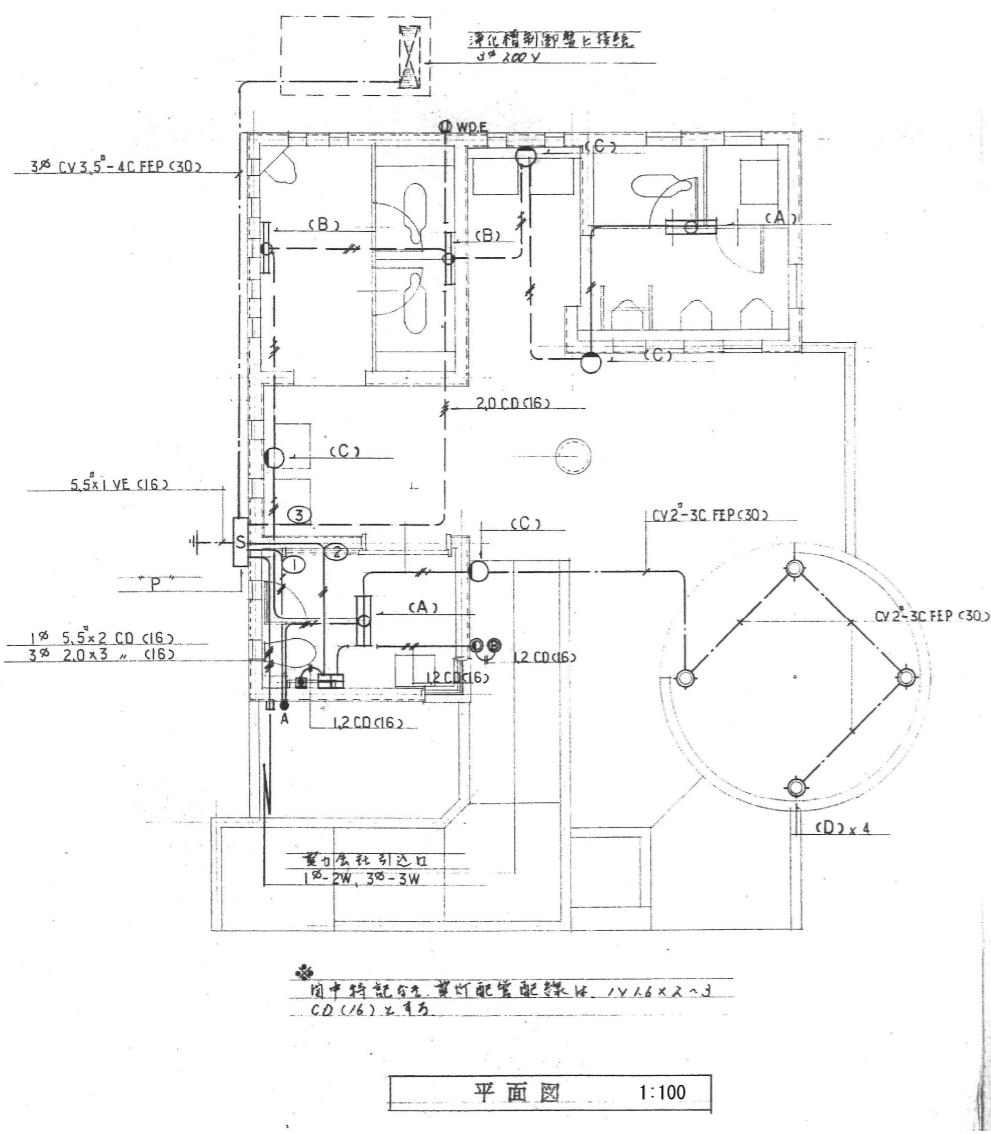
(株)泉設計室

〒772-0002 德島県鳴門市撫養町斎田字浜端西6-1

TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 德島県知事登録第51049号

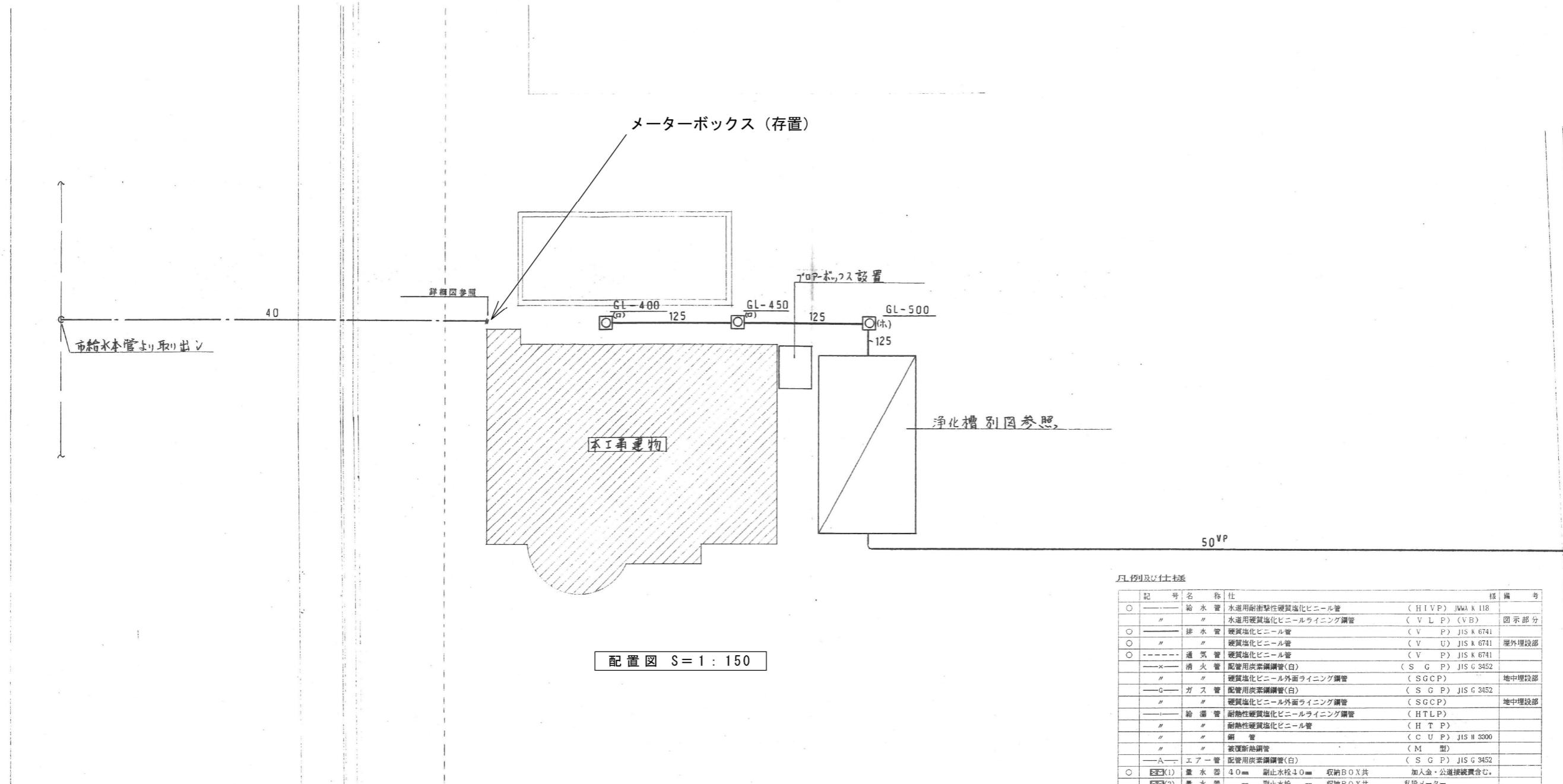
S-02



JL例

記号	名称	適用	備考
□ S	引込開閉器盤		
○ NL	同上電灯回路番号		
▣	ジョイントボックス	カバーブレート共	
● A	自動点滅器(ヒビスイッチ)	100V 10A	
① WPE	防水コンセント	2P15A × 2 埋込付	
■■	非常通報装置		EK 963 (松下参照)
○ B	同上警報ベル		EA 9061 //
○ C	同上表示灯		ED 4500 //
□ D	同上押し鈴		EK 51 //
□□ E	照明器具	直付灯(ガード付)	
○○ F	"	壁付灯(ガード付)	
○ G	"	壁付灯	
○○ H	"	ポール灯	
± I	接地工事		
— — — — J	地中埋設配管記録		
— — — — K	床 隠べい配管記録		
— — — — L	天井隠べい配管記録		

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	立岩区画排水機場改良関連工事	図面名称	電気設備図	縮尺	1/100
	(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端西6-1	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号	E-01			



凡例及び仕様			
記号	名 称	仕	様 備考
○	給水管	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管	(H I V P) J W A K 118
"	"	水道用硬質塩化ビニールライニング鋼管	(V L P) (V B)
○	排水管	硬質塩化ビニール管	(V P) J I S K 6741
"	"	硬質塩化ビニール管	(V U) J I S K 6741
○	通気管	硬質塩化ビニール管	(V P) J I S G 6741
—×	消火管	配管用炭素鋼管(白)	(S G P) J I S G 3452
—G—	ガス管	配管用炭素鋼管(白)	(S G P) J I S G 3452
"	"	硬質塩化ビニール外面ライニング鋼管	地中埋設部
"	"	硬質塩化ビニール外面ライニング鋼管	地中埋設部
—I—	給湯管	耐熱性硬質塩化ビニールライニング鋼管	(H T L P)
"	"	耐熱性硬質塩化ビニール管	(H T P)
"	"	鋼管	(C U P) J I S W 3300
"	"	被覆新規鋼管	(M型)
—A—	エアーパイプ	配管用炭素鋼管(白)	(S G P) J I S G 3452
○	■(1)量水器	40mm 副止水栓 40mm 収納BOX共	加人金・公道接続費含む。
○	■(2)量水器	■ 副止水栓 ■ 収納BOX共	私設メーター
○	○給水栓		
	□給水栓	塗装水栓柱	
	■給湯栓		
	■混合栓		
	■シャワー		
○	□散水栓	鋼鉄製BOX共	
○	❖弁類		
○	◎排水金物		
○	●床上掃除口		
○	□ハンドキャップ	アルミ製 埋設形	
	"	露出型	
□(1)	汚水栓	300×300×MHB300 桁は既製品 インパート桿	
○(2)	"	450×450×MHB450 桁は既製品 インパート桿	
□(3)	"	600×600×MHB600 桁は既製品 インパート桿	
□(4)	"	350×350×MHA350 現場打ち桿 インパート桿 SC-1	
○(5)	"	450×450×MHA450 現場打ち桿 インパート桿 SC-2	
□(6)	"	600×600×MHA600 現場打ち桿 インパート桿 SC-3	
□(7)	排水栓	300×300×MHB300 桁は既製品 潜め桿	
□(8)	"	450×450×MHB450 桁は既製品 潜め桿	
□(9)	"	600×600×MHB600 桁は既製品 潜め桿	
□(10)	"	350×350×MHA350 現場打ち桿 潜め桿 RC-1	
□(11)	"	450×450×MHA450 現場打ち桿 潜め桿 RC-2	
□(12)	"	600×600×MHA600 現場打ち桿 潜め桿 RC-3	
□(13)	"	300×300×MHB300 桁は既製品 潜め桿	
□(14)	"	1200φ × MHA600 現場打ち桿 潜め桿 RC-5	
■(15)	●マックスコック	ヒューズコック 単口 ポックス共	
●(16)	ガスコック	ヒューズコック 単口 LB	
	■(17)消火栓箱	定圧定水量弁、ノズル、ホース、他付属品一式共 HB-1A 埋込形	
	"	総合型 定圧定水量弁、ノズル、ホース、他付属品一式共 HB-1B 露出形	

特記 ※ ○印のついたものを使用する。

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

立岩区画排水機場改良関連工事

図面名称

配置図、凡例

縮尺

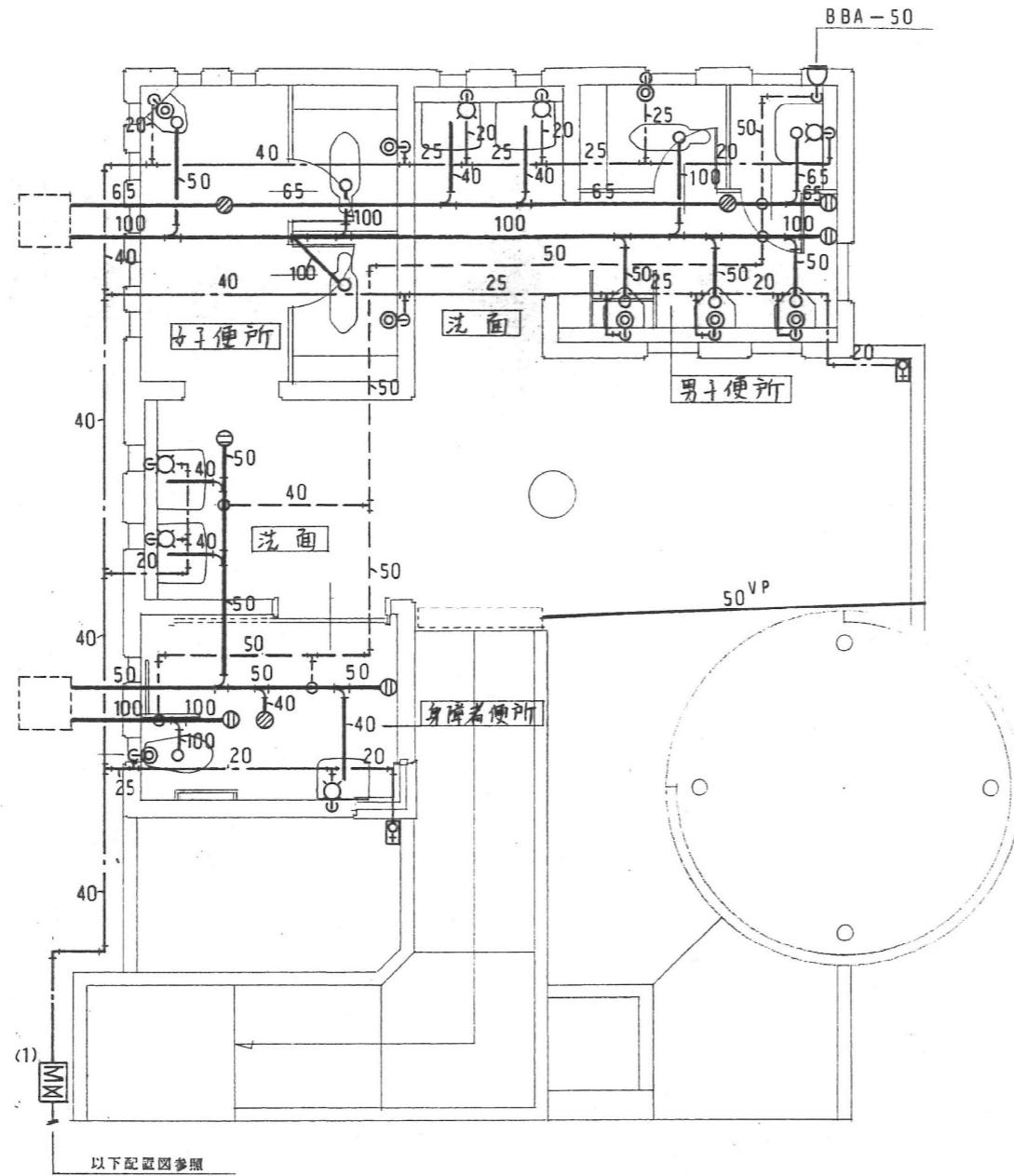
1/150

(株)泉設計室
〒772-0002 德島県鳴門市撫養町斎田字浜端西6-1

TEL・FAX 088-685-9345

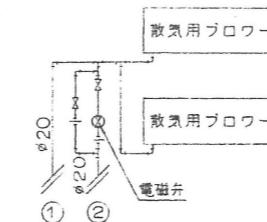
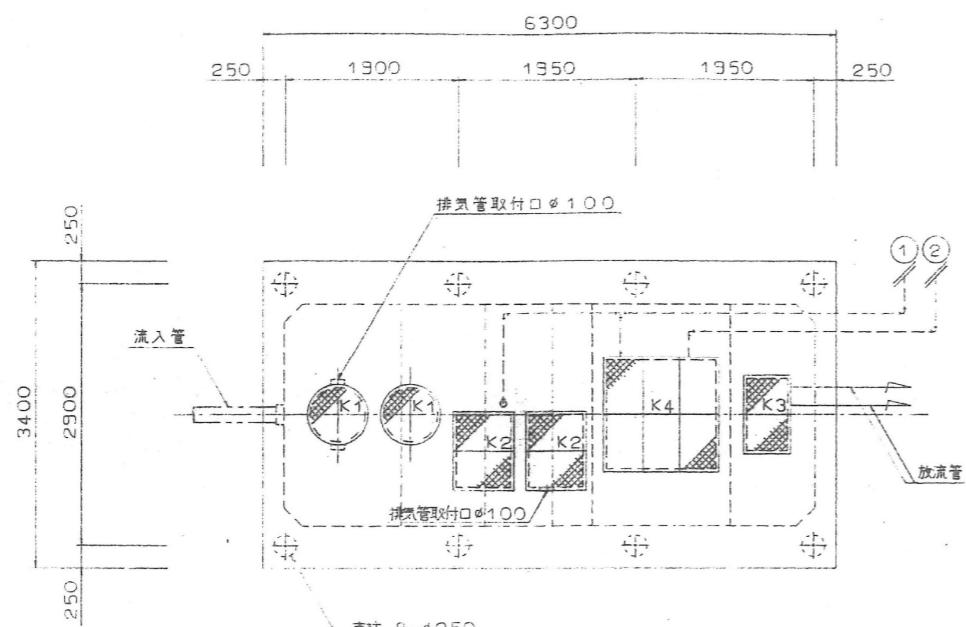
1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 德島県知事登録第51049号

W-01

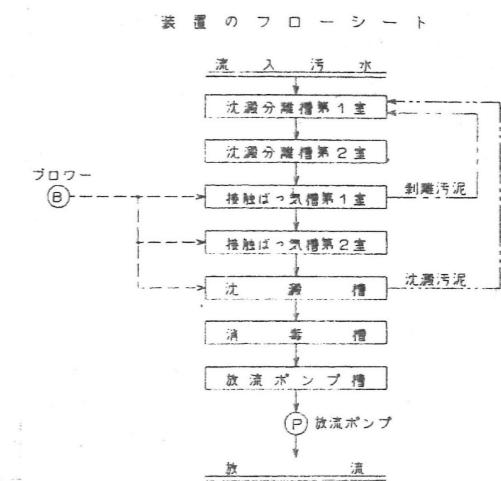


便所 詳細図 S = 1 : 100

女子便所	
C 750C	2
U 308C	1
T 5A - 50	1
男子便所	
C 750C	1
U 307C	3
SK 22A	1
T 110BU1	1
T 5A - 50	1
C 0A - 100	1
" - 65	1
洗面	
L 221D	4
C 0A - 50	1
身障者便所	
C 48AS	1
L 103D	1
T 110BCR1	1
T 110BML1	1
T 5A - 40	1
C 0A - 100	1
" - 50	1
外部	
T 27C - 13	2

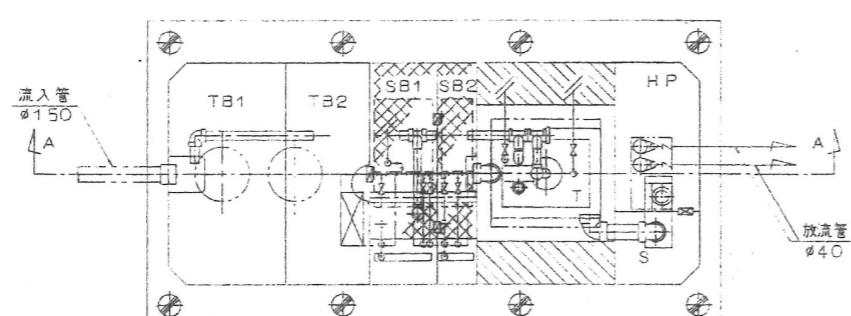
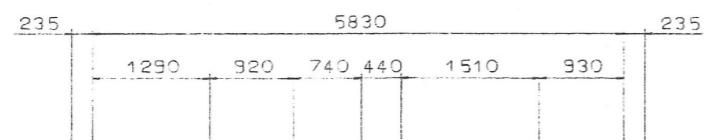


(人員算定)
 $n = 16$
 $= 16 \times 8 = 128$
 (認定浄化槽 140人槽と同)



(污水量算定)
 1人 $128 \text{ L} \times 0.05 \text{ m}^3/\text{人} = 6.4 \text{ m}^3/\text{日}$
 約 6個 $6 \text{ 個} \times 0.005 \text{ m}^3/\text{個} \times 20\text{回}/\text{h} \times 1\text{h}/\text{日} = 0.6 \text{ m}^3/\text{日}$
 $6.4 + 0.6 = 7 \text{ m}^3/\text{日}$ (認定浄化槽 7.12 m³/日と同)

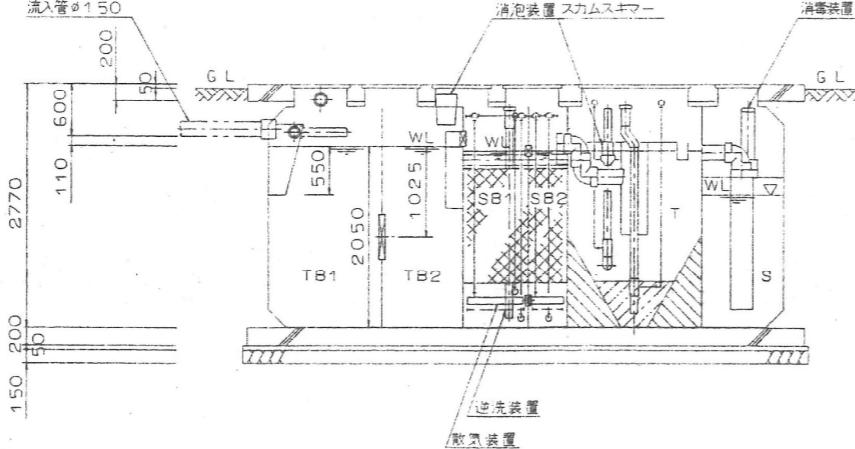
型式 CX 6-140-A
 機種 59 BASP - 1



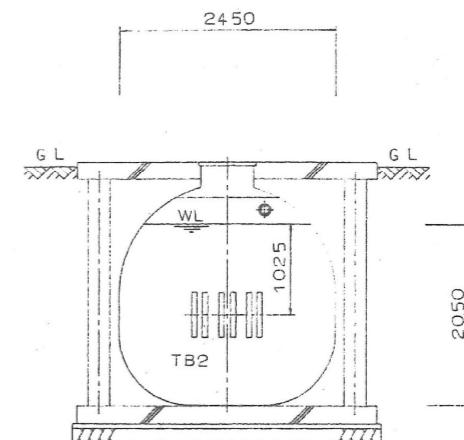
図面の槽本体表示寸法は内寸法です
 C X型槽本体の長辺の外寸法は内寸法+90mmです

仕様表	
処理方式	接触ばつ氣方式(沈殿分離方式) 建設省告示第1292号第2第2号
處理対象人員	140人
計画汚水量	7.12 m ³ /日
排水時間	12時間
流入 BOD	300 P.P.M.
放流 BOD	60 P.P.M.
沈殿分離槽	第1室 TB.1 5.830 m ³ 第2室 TB.2 4.242 m ³ 合計 10.072 m ³
接触ばつ氣槽	第1室 SB.1 3.377 m ³ 第2室 SB.2 2.008 m ³ 合計 5.385 m ³
マンホール・点検口蓋仕様	有効容積: 3.004 m ³ 水面積: 2.280 m ² 越流水長: 3.200 m
沈殿槽 T	S 0.347 m ³ HP 1.367 m ³
消毒槽 S	口径 能力 出力 合数 mm m ³ /分 kW 20 0.246 0.30 2 40 0.120 0.25 2
放流ポンプ槽 HP	
散気用ブロワー	
放流ポンプ S	

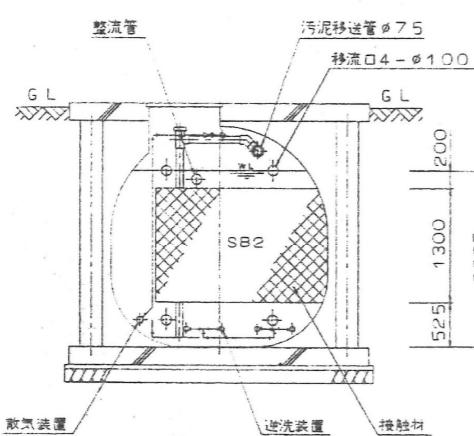
槽内部平面図 1:100



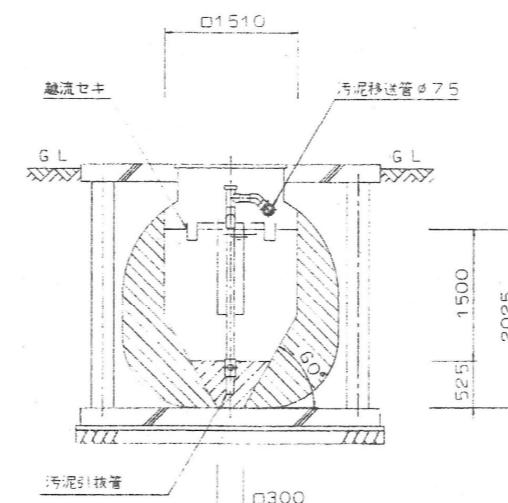
A - A 断面図 1:100



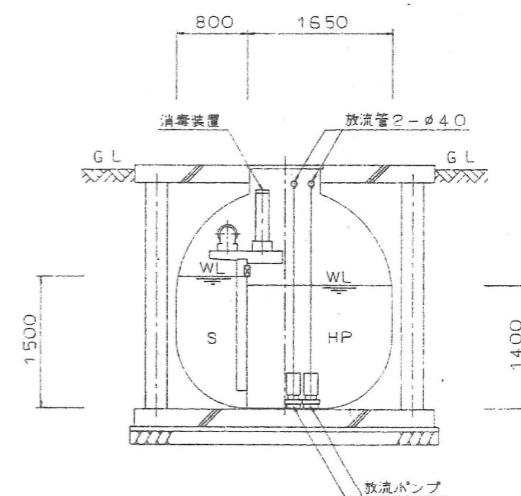
B - 断面図 1:100



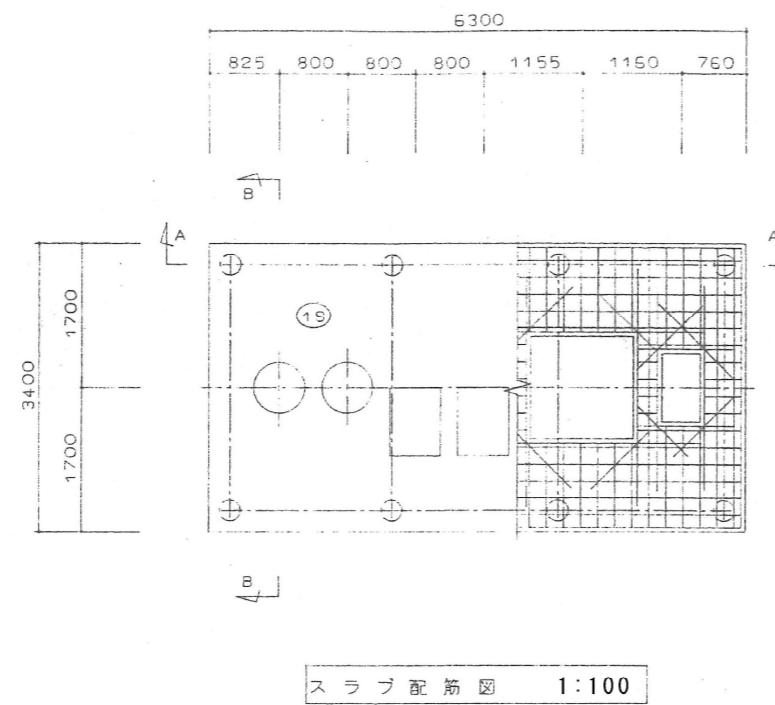
C - 断面図 1:100



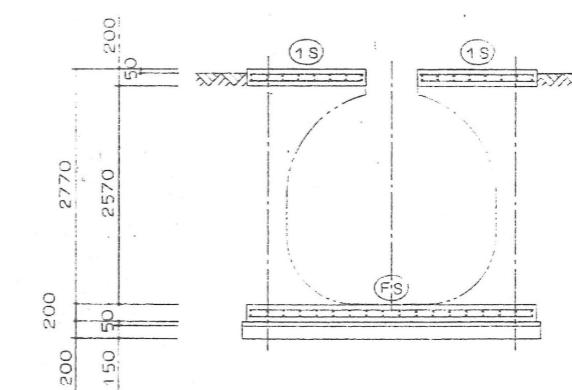
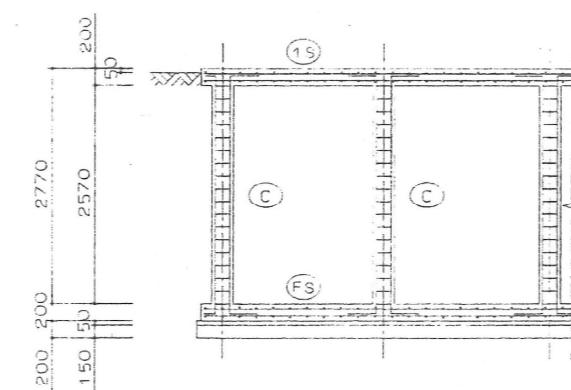
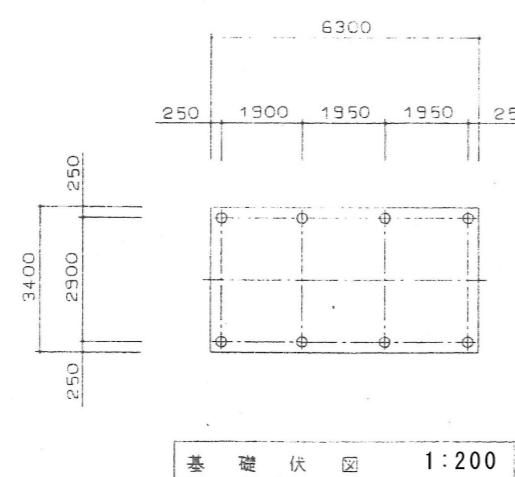
D - 断面図 1:100



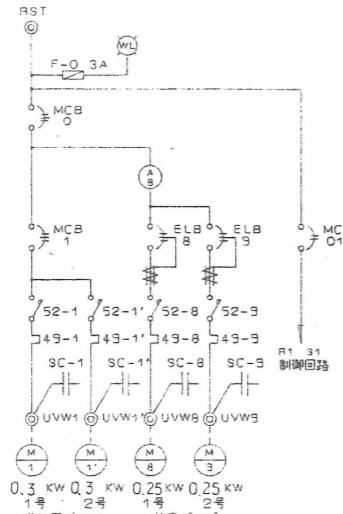
E - 断面図 1:100



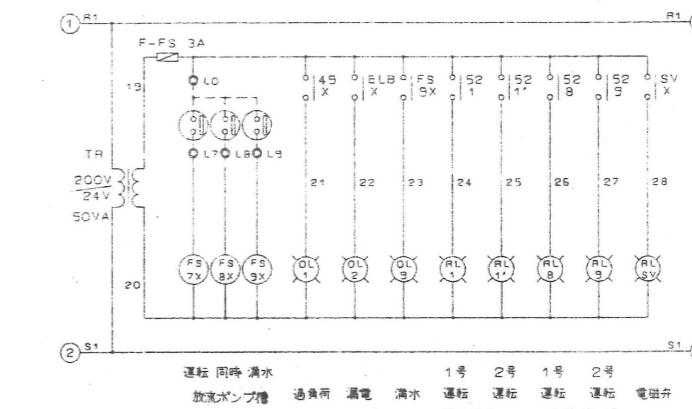
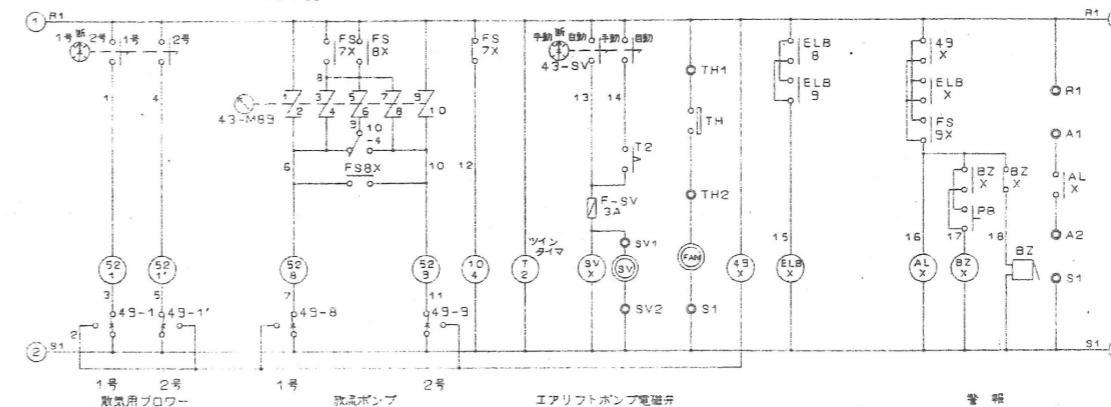
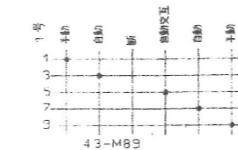
符 号	部 材	形 状	配 筋 仕 様
1S	スラブ	板厚200	主筋:D13-@200ダブル 副筋:D13-@200ダブル 開口部 補強筋:2-D16
FS	基礎底盤	板厚200	主筋:D13-@200ダブル 副筋:D13-@200ダブル
C	柱	ø250	主筋:4-D16 帯筋:D10-ø150 幅止め筋:D10-ø600
一般事項			
コンクリート: $F_c = 210 \text{ Kg/cm}^2$			
鉄筋: SD30A			
走者及び縁手: 40d			



3φ 3W 200V 60Hz

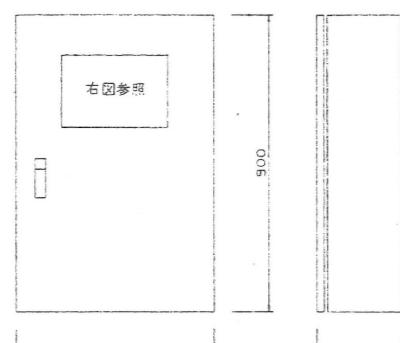


0.3 kW 0.3 kW 0.25 kW 0.25 kW
1号 散気用プロワー 2号 汎流ポンプ



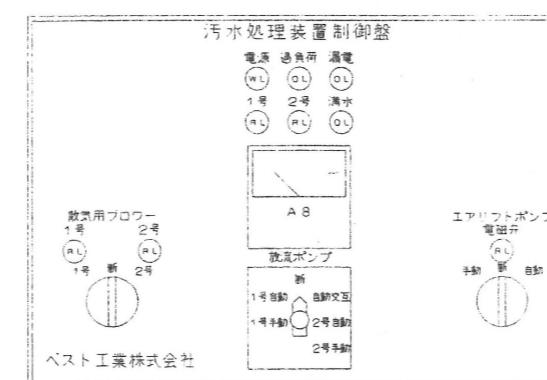
外部接続端子

端子名	説明
U1, V1, W1	入力電源
U2, V2, W2	放氣用プロワー
U3, V3, W3	放流ポンプ
U4, V4, W4	電磁フロート弁スイッチ
U5, V5, W5	放氣用プロワー
U6, V6, W6	放流ポンプ
U7, V7, W7	電磁フロート弁スイッチ
U8, V8, W8	警報器
U9, V9, W9	予備



キューピカル組込型

塗装色：マンセル5Y7/1



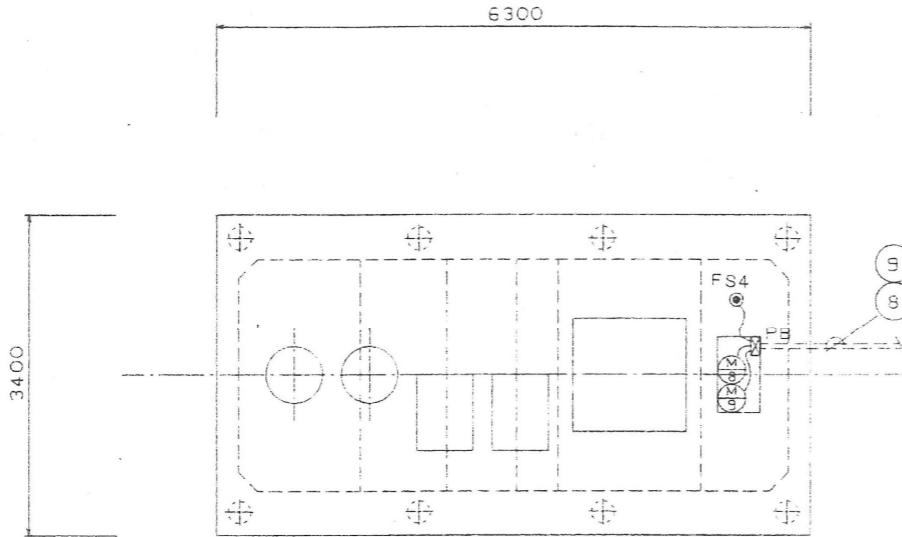
(株)泉設計室

〒772-0002 德島県鳴門市撫養町斎田字浜端西6-1

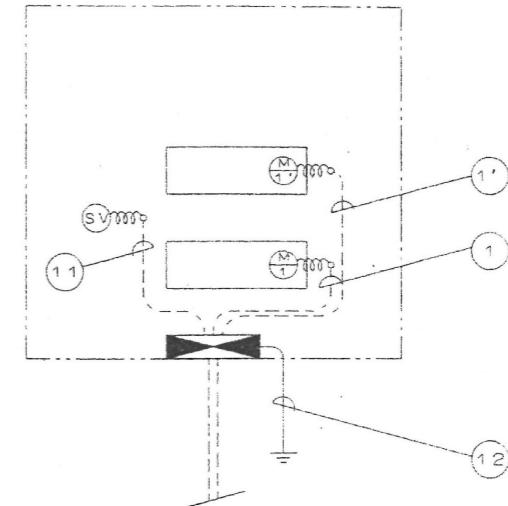
TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 德島県知事登録第51049号

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	立岩区画排水機場改良関連工事	図面名称	浄化槽詳細図(4)	縮尺	—
							W-06



電 気 工 事 図

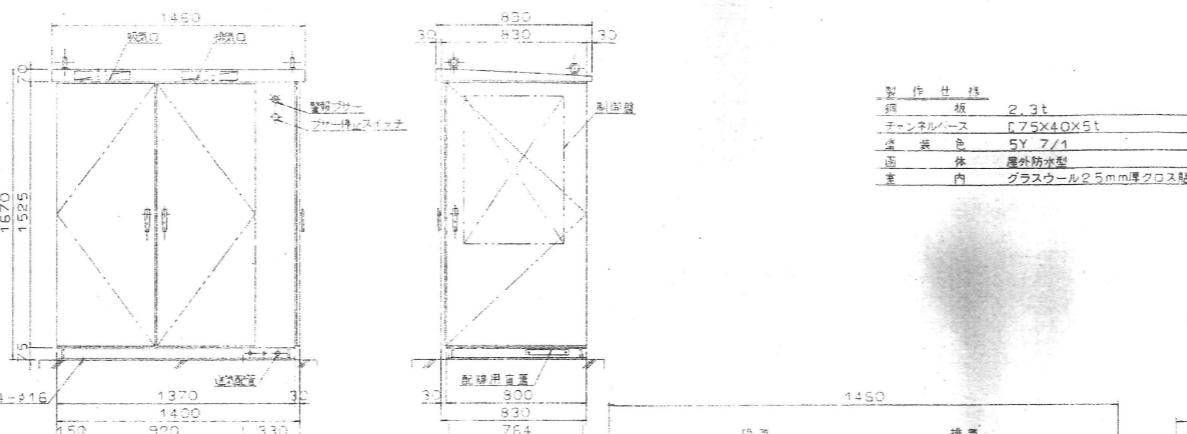


注) 機械室はキューピクルとする。
キューピクル内は配線済み。

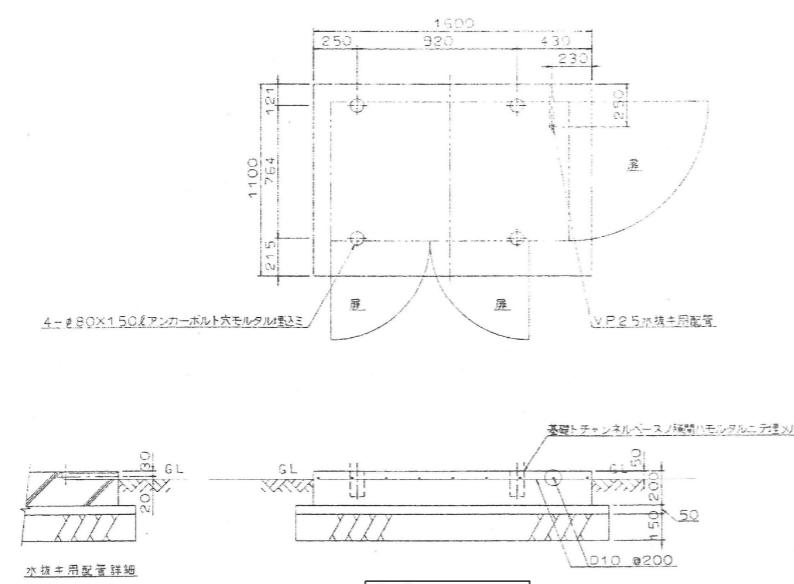
特記事項

- 1 配管は原則として打ち込み配管とする。
- 2 配管材は硬質塩化ビニール管(HIPE)とする。
- 3 ブルボックスは耐酸防水型(PVC製)とする。
- 4 一次側及び外部警報用配線配管工事は別途工事とする。

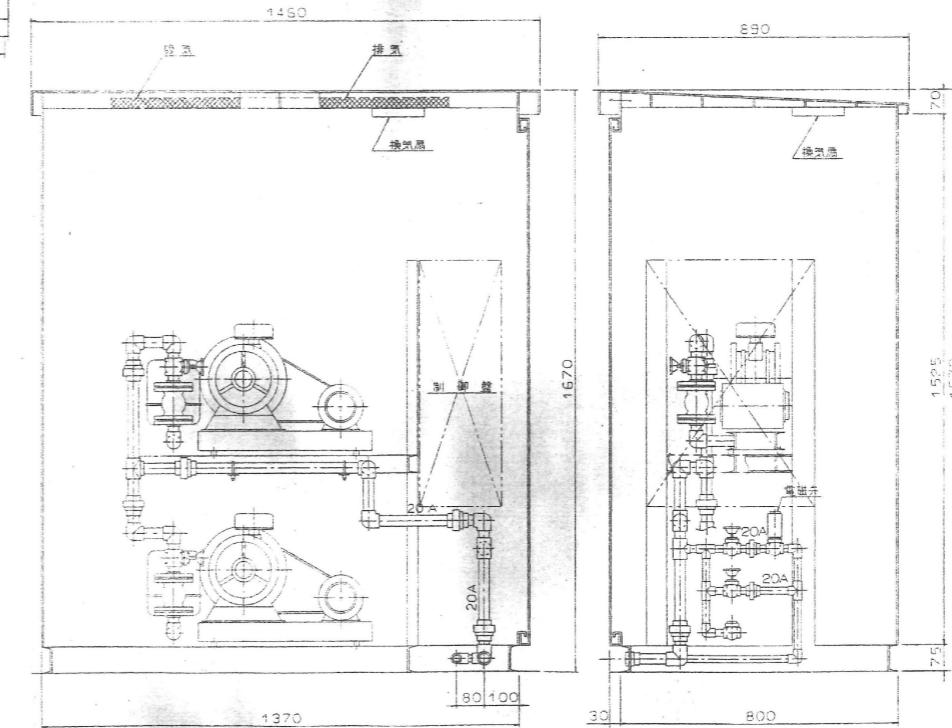
符号	機器記号	機 器 名 称	出 力	電 線	電線管径
1	M1	散気用プロワー 1号	0.30 KW	CV2 ⁰ 4C×1	22
1'	M1'	散気用プロワー 2号	0.30 KW	CV2 ⁰ 4C×1	22
8	M8	放流ポンプ 1号	0.25 KW	CV2 ⁰ 4C×1	28
	M9	放流ポンプ 2号	0.25 KW	CV2 ⁰ 4C×1	
9	FS4	フロートスイッチ(3個)	—	CVV2 ⁰ 4C×1	22
11	SV	電 磁 分	—	CVV2 ⁰ 2C×1	16
12		副御盤接地線(第3種)	—	CV3.5 ⁰ 1C×1	16



キューピカル外形図 1:40



基礎図 1:40



内部詳細図 1:20

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

立岩区画排水機場改良関連工事

図面名称

浄化槽詳細図(6)

縮尺

1/20、1/40

(株)泉設計室

〒772-0002 德島県鳴門市撫養町斎田字浜端西6-1

TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 德島県知事登録第51049号

W-08